

(公財) 紫雲会 横浜市中区生活支援センター

平成 27 年度 事業計画書

I. 運営方針

27 年度は、今までの経験と実績を基に更なる地域密着型支援の充実を目指し、また、中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」（3 障害一体化施設）としての責務を自覚した連携と事業運営の強化を図ります。

従来の地域活動支援センター事業、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業、指定（特定・一般）相談及び生活支援事業（地域支援事業）を今以上に充実させるとともに、当センターが地域における中核支援施設としての発展を目指します。

その為、職員の誰もが質の高い支援を利用者個々のニーズに合わせて実施することが出来るよう知識や技能の向上を図ります。

また、今後の支援の在り方として、支援対象を家族単位と捉え、地域のフォーマル・インフォーマルの関係者が連携した形のチームとしての対応を目指します。

○ 本人のみならず、その家族や関係機関、更には地域住民等が安心して相談が出来るような関係性及び地域が一丸となった支援体制（地域ネットワーク）の構築を目指し、地域のニーズに沿ったアウトリーチの強化を常に念頭において年度運営を展開していきます。

II. 生活支援センター概要

1. 開館時間・休館日

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

休館日 毎月第 4 火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

2. 職員配置

生活支援センター各事業

○センター長 1 名

○指導員 10 名（常勤・非常勤 9 名、アルバイト職員 1 名）

資格：精神保健福祉士、社会福祉士等

各事業にそれぞれ適切に配置

- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）相談支援専門員
- ・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（兼任担当職員複数名）
- ・ 自立生活アシスタント事業（主任アシスタント 1 名、他兼任アシスタント複数名）

○その他 嘱託医、調理アルバイト

3. 業務分担

職員の業務分担は、指定相談支援事業等の状況及び個々の職員の適性や経験等を考慮し、前年度末或は年度初に定め適切に配置します。また、必要に応じて年度途中に於いても変更します。

4. 年間行事計画（自主事業）

中区の特性を鑑み、利用者及び区福祉保健センターや関係機関等と検討の上、利用者の生活や再発予防などに貢献できるようなプログラム・イベントを企画・実施します。

また、利用者の自主的なサークル活動を奨励し、円滑に実施することが出来るよう協力します。

III. 地域活動支援センター事業

1. 基本相談支援

- 相談支援は生活支援センターの業務の第1義として認識し、利用者本人のみならずご家族や関係機関、地域住民に対しても窓口を広げ、包括的、継続的な相談支援体制を作ります。
- 必要に応じて、個別支援計画を策定し、計画的な支援を実施します。
- 全職員が一律にどのような相談に対しても、対応し得る知識と技術を獲得すべく、センター内外のスーパーバイズ及び研修等を通して日々研鑽します。
- 利用者及び家族等の個人情報の保護、人権擁護を意識した相談を行います。
 - ①電話相談…相談内容等において、必要に応じて出来る限り来所または訪問等による顔の見える相談支援を促進し、場合によって他機関に適切につなげるなどの措置を講じます。また、電話相談の件数が多い現状を鑑み、面接相談や訪問等に影響のないよう配慮しながら相談を受けます。
 - ②面接相談…面接はインテークを重要視し、相談者個々のニーズや現在、将来の日常生活が安全且つ円滑に暮らすことができるよう、意識しながら実施します。また、相談室が使用できない場合に於いても地域活動ホームのスペースを借用する等相談者のプライバシーを最大限考慮します。
 - ③嘱託医相談…嘱託医相談については、地域の医療機関の精神科医師に依頼をし、医療に関すること、服薬に関すること等の相談を受けます。
記録及び相談内容等を職員にフィードバックすることを原則とし、内容によってはその後の支援体制を嘱託医と共に検討します。
 - ④家族相談…家族同士の相談は同じ境遇の方にとって非常に優位に働くと考え、家族会「みなと会」の協力を得て、定期的に当事者家族による家族相談会を実施します。

2. 日常生活の支援

- ①フリースペースの活用（コミュニケーション支援）
誰もが気軽に広げる環境と雰囲気を意識し、定期的に職員がフリースペースに出向く等、利用者同士の交流を図ります。特に初回利用や女性利用者への配慮を心がけます。
また、フリースペースには、図書コーナーや他の利用者との接触を避けたい方専用のテーブルを設置するなど色々な利用目的に対応し得る環境を作ります。
- ②静養室の活用（原則1回2時間以内）
静養室を利用する理由や意味を職員が把握・理解し、病状・心理的或いは身体的、または自宅での睡眠の状態等との関係性を考慮しながらの活用を意識します。
また、色々な方々が利用することを考慮し、畳や布団の清潔保持を常時実施します。
- ③各種サービス提供
 - 夕食サービス
単に食事提供だけではなく、必要とされる潜在的ニーズの掘り起こしを意識します。
夕食利用者の中には、種々のアレルギーを持つ方もいることから、把握し得る事象については、細心の注意を払います。
買物や調理について、同行や補助手伝い等、利用者からの希望がある場合には、本人の日常生活支援の一環として実施します。
 - 入浴・洗濯サービス
入浴に関しては、衛生面には特に注意を払い、次の利用者の為の心遣いを持って貰うことが出来るよう、使用後の簡単な清掃を利用者自身で行うことを奨励することにより清潔に対する意識と日常生活に役立つサービスとして提供します。

●インターネットサービス

最新の情報源としてインターネットサービスを提供し、また必要に応じてPCの操作方法等の指導を行います。

④情報提供

センター利用者、家族及び関係機関や地域等に対し、医療・福祉・制度等の最新情報を提供し、様々な分野において役立つよう、色々な媒体を通して提供します。

(ホームページ・センター発行誌・館内掲示・チラシ等の配布等)

また、法律や制度の変遷に伴い、職員や他関係機関に於いても支援する上で必要な知識や情報を研修などを通して隨時入手・提供し、利用者支援に役立てます。

3. 訪問・同行（アウトリーチ支援）

- ・訪問は、これから障害者支援において非常に重要な事業であると考え、定期的な訪問のみならず緊急時などの突発的な訪問にも対応することが出来るよう勤務体制を整備します。
- ・中区家族会「みなと会」と連携し、訪問の協力体制を構築します。特に地域からの依頼による訪問は、当事者家族の同行が有意に働くと考えます。
- ・自宅への訪問は、互いの関係性を重視し、利用者の負担やストレスにならないよう配慮します。
- ・地域の特性を鑑み、関係機関、行政、医療機関、地域の支援者等との連携を図りながら必要な情報を共有し、適切な人材での訪問を実施します。
- ・未受診や地域の社会資源に繋がらない方や引きこもり等の方々に対して、適切な機関に繋がるような訪問支援を区福祉保健センター等と連携し、実施します。
- ・利用者単独では困難な区役所の手続きや不穏状態時の医療機関への通院、初回の地域活動支援センター（地域作業所）等、必要に応じた同行支援を実施します。
- ・地域移行・地域定着支援事業及び自立生活アシスタント事業と連携した訪問・同行を実施します。
- ・将来展望である「多職種チームによるアウトリーチ体制」の構築に対する基盤を作り、その為の関係機関、地域とのネットワーク作りを強化します。

4. 地域連携・地域交流

①地域連携（地域に於いて、当センターがネットワークの中核を担うことを目指します）

・横浜市生活支援センター連絡会との連携

市内にある他区センターとの有意な連携や情報交換・共有及び支援に対する研修や勉強会等を通してセンター利用者支援に繋げます。

・地域活動支援センター（地域作業所）との連携

地域作業所の通所者と支援センターを重複して利用している方個々の支援に関する連携。

区内の関係機関と協働したプログラム・イベント等を企画・実施します。

昨年度より実施している「当事者研究」（区内他法人との共催事業）を引き続き実施します。

・区福祉保健センターとの連携

毎月実施している定期連絡会にて、利用者対応に対する検討及び業務役割分担や生活教室を絡めた共催事業等について協議し、企画します。

また、区福祉保健センターからの緊急訪問対応についても可能な限り、MSWと同行訪問することができる体制を作り、医療機関及び関係機関等適切な社会資源に繋げます。

・他障害機関との連携

地域活動ホーム「みはらし」と毎月連絡会を実施し、連携による「3障害」を意識した支援体制及び合同イベントや合同勉強会等の企画、必要に応じて、同じ利用者に対する連携した支援を実施します。計画相談等に於いても協働することができる体制を作ります。

また、万一の災害に備えた定期的な全館合同の防災訓練を実施します。

- ・中区障害者団体連絡会及び区自立支援協議会への参画

両会の事務局を担うことにより、精神障害と他障害の両側面からの支援を検討し、他障害関係機関との連携を図ることで、3障害支援を意識した対応を強化します。

自立支援協議会の専門部会として「精神部会」及び「発達障害者部会」の中核を担います。

- ・中区ボランティアグループ「かもめサポート」との有機的な連携

ボランティアであるが故に有意に働くこと、また安心感などの影響を十分考慮し、ボランティアの力を借りてセンター利用者、またその家族等に対する重層的な支援体制を強化します。

- ・地域との連携

一般の方々に於ける精神障害に対する予防という観点から、地域ケアプラザや地区センター等と協働し、支援センター等に来所し難い地域の方や家族の方等の相談に応じる為、一般の方が来所しやすい場所（27年度は地域ケアプラザ）に出向いて「個別出張相談」を毎月若しくは隔月で実施します。

また、地域支援事業として、年数回、地域の支援者や住民等を対象とした講義、講座、勉強会等を実施します。その際、他関係機関や区福祉保健センター、家族会、ボランティアグループ等との連携を通した事業を実施します。

②地域交流（地域が連携して支援体制が作られる為に有意な交流を図ります）

- ・自治会等の催事や防災訓練、また地域のお祭り（夏祭り、餅つき）などに積極的に参画し、交流を図ると共に障害に対する普及・啓発活動に繋げます。
- ・障害者主催のお祭り「ボレボレまつり」の事務局、実行委員として、他障害職員や地域との交流に努めます。
- ・区内地域活動支援センターの自主製品の販売について「みはらしポンテ」利用者を対象に定期的に実施し、地域活動支援センターの利用者の工賃アップを図るとともに作業意欲向上にも貢献します。
- ・センター及び「みはらしポンテ」で実施のイベントやプログラム等を近隣地域へ広報し、地域住民の参加を促し、利用者と地域との交流を図ります。

5. 普及・啓発活動

- ・普及・啓発活動は、生活支援センターに於ける業務の重要な役割の一つと捉え、精神障害に対する偏見や差別の払拭、及び地域住民の誰もが共に支援することができる地域社会を目指します。

その為には、精神障害というカテゴリーの啓発のみに捉われず、地域の方々が理解と協力を得て、共に支援者としての意識を持つことができるような普及・啓発活動を展開していきます。

- ・中区の地域特性を鑑み、計画的、継続的、段階的に様々な側面からの普及啓発活動を実施します。
- ・支援センター単独の普及啓発活動に留まらず、他障害や他職種との協働による活動として捉え、他関係機関及び区福祉保健センターとの連携を図ります。
- ・当事者や家族会「みなと会」の協力を得て、当事者及び家族としての普及啓発を検討します。

①引き続き、他障害・地域の支援者（ケアマネ、民生委員等）を対象とした講座や勉強会等を実施します。

②精神障害のみに特化せず、地域活動ホームや他関係施設、区福祉保健センター等と協働し、他障害や重複障害、高齢の障害者等、これから障害保健を見据えた、幅広い普及啓発活動を実施します。

③地域の催事への参画を通して、普及啓発活動を実施します。

④教育機関（教員及び生徒・保護者等）に対する普及・啓発活動を検討します。

⑤地域ケアプラザで実施する「出張相談」と絡めた普及・啓発を検討します。

⑥その他、必要に応じて支援センター内外での障害に対する普及・啓発活動を実施します。

6. 自主事業（イベント・プログラム）

- ・自主事業は、季節に合わせた中区の地域性を取り入れたイベント、プログラムを実施します。利用者同士の交流や協働、達成感を体験することが出来る様な企画を実施します。
- ・自主事業を実施することによって、支援センター本来事業である「相談支援」「訪問・同行」等に影響にならないよう配慮した企画を検討します。
- ・自主事業の職員担当については、個々の経験等を十分考慮しながら適切に配置します。
- ・支援センター職員が主体ではなく、利用者が自主的に企画し、実施する『自主サークル活動』に対する協力、後方支援を行い、利用者自身の主体性と積極性を重んじます。

平成27年度センター自主事業計画案

①年中行事（季節行事）

| 季節 | イベント（案） | 内 容 |
|----|------------|-----------------------------|
| 春 | ポンテまつり | 3障害施設・地域活動ホーム合同で地域向けお祭りの開催 |
| | スポーツ大会 | 中区スポーツセンターを利用してのスポーツ |
| | 春のバスハイク | 区福祉保健センター生活教室との合同企画、観光や社会見学 |
| 夏 | マリンシャトル乗船会 | 生活教室と合同で、マリンシャトルに乗船し、湾内観光 |
| | 地域まつり | 地域住民との交流を意識した地域のお祭りの参加 |
| | 花火鑑賞会 | 館内からの花火鑑賞 |
| 秋 | ポレポレまつり | 障害者団体主催のお祭りへの参画 |
| | 秋のバスハイク | 自然の中でバーベキュー等（生活教室と合同企画） |
| 冬 | クリスマス会 | 区福祉保健センター生活教室合同によるクリスマス会 |
| | 初詣・カルタ会 | 近隣神社への初詣とカルタ（百人一首）会 |

※他、地域活動ホームや中区地域との共催イベント等必要に応じて実施します

②定例プログラム

| プログラム（案） | 内 容 |
|------------|-------------------------------|
| 昼食会 | 月1回、昼食を提供し、歓談しながら交流を図る |
| たこ焼きパーティ | たこ焼きを利用者が自分で作成し、食する |
| メンバーミーティング | 支援センターをより利用しやすくする為の利用者主体の話し合い |
| 緑菜園 | 緑区の菜園を緑区センターと合同で実施 |
| 当事者研究 | 毎月1回開催、当事者のみの勉強会他法人との協働事業 |
| 映画鑑賞会 | レクリエーションの一環として |
| しゃべりば | 利用者主体で自由に寛ぎながらのコミュニケーションの場 |
| 弁護士相談会 | 弁護士による法律に関する専門的な講座及び個別相談 |
| パソコン教室 | 利用者が講師として実施のPC教室への協力支援 |
| 各種サークル支援 | 音楽・趣味・スポーツ等の利用者自主サークル活動への協力支援 |

※他、利用者や家族に必要なプログラムを検討し、実施します

7. 家族支援

- ・家族を「当事者」と「支援者」の2つの気持ちを持つと考え、そのどちらも支援することで、その両側面を補完し、家族が共に安心した地域生活が送れるよう重層的な支援を実施します。
 - ①家族からの相談を受け、『負担軽減』の為の支援をします。
 - ②家族自らの『支援力』を応援します。
 - ③中区家族会『みなと会』の定例会に参加し、家族の思いや要望を聞き入れ、必要に応じて相談に応じます。
 - ④中区家族会『みなと会』と連携をし、家族による家族相談会を実施します。
 - ⑤社会資源や既存の家族会等に繋がっていない家族に対し、家族会『みなと会』や区福祉保健センター、他相談機関等へ繋げる架け橋となります。
 - ⑥家族を対象にした学習会『家族教室』や『家族相談会』などの企画・実施を検討します。
 - ⑦家族のレスパイト目的の施設利用、またレスパイトに関する情報提供を行います。
 - ⑧家族を対象とした訪問を実施し、必要に応じて家族会との協力を得て家族会の同行を依頼します。

8. ピア活動への取り組み

- ・ピア活動は、同じ当事者同士の交流等を通して、非常に有用な活動であることを重要視し、計画的な活動を計画します。また、サポートするピアに対しても病気の特性を考慮しながら慎重な対応を心掛けます。
 - ①ピアサポーターのセンター利用者への相談（スーパーバイザー的役割）
 - ②当事者体験談の講演等センター普及啓発活動等への協力
 - ③地域移行・地域定着支援事業及び自立生活アシスタント事業への支援協力 等々

IV. 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

1. 指定特定相談支援事業

- ・平成27年度は、全利用者のケアマネジメントを遂行することが出来るよう、区福祉保健センター及び関係機関との連携を密に図りながら計画相談を実施します。
- ・対象者が安心して地域生活を送ることが出来るよう、計画的かつ包括的支援及び個々のニーズを充足すべく様々な機関との連携による計画相談を実施します。
- ・相談支援専門員及び他全職員が、等しく計画相談に対する利用者への周知及びケアマネジメントが行うことができるよう研鑽し、知識・技能向上に努めます。
- ・中区地域自立支援協議会の「計画相談部会」への参画による他機関との連携を図ります。

2. 指定一般相談支援事業

- ・地域移行支援事業については、退サポとの連携を図り、利用者本人にとって、より有意な関係を保ちつつ対象者を増やしていく予定です。
- ・地域定着支援事業については、地域で安心して生活を送るために欠かせない事業として捉え、自立生活アシスタント事業と相互の連携を図りながら実施します。
- ・指定一般支援事業に於いても平成27年度よりサービス等利用計画を立て、計画的な支援が必要となるため、相談支援専門員の更なる計画作成技術の向上を図ります。
- ・指定相談に関わる職員は外出が多くなり、本体事業の訪問・同行と併せてセンター内職員との人員のバランスを考慮し、どちらの支援の手も薄くならないよう配慮します。
- ・本事業は、相談支援専門員のみならずセンター全体の事業として捉え、他職員への情報共有を図ると共に、緊急時等、担当相談支援専門員が不在な場合でも適切な支援が行えるよう職員ミーティングや申し送り、職員全体会議等により、共有を図ります。

V. 地域移行・地域定着支援事業

様々な理由によって、社会的入院を余儀なくされている方々への地域生活への移行と退院後の安心した生活を継続するための支援事業として、専門の職員を複数名配置し、ケアマネジメントの手法を駆使するとともに医療機関、行政、地域との連携を図りながら個別支援のみならず、自立生活アシスタント事業や他の支援センター職員と密接に連携した支援を実施します。

また、普及啓発活動として、医療機関スタッフや入院中の患者に対する働きかけを行います。更に、本事業を支援センター全体の事業として捉え、指定一般相談支援（地域移行支援）との関係を考慮した中での支援体制を構築し、個々のニーズや希望に沿った支援の実施を目指します。

- ①ケア会議を開催し、ケアプランに沿った支援の実施
- ②本事業から指定一般相談支援事業（地域移行）への連動
- ③精神科医療機関や地域との有機的な連携に繋がる「院内普及啓発活動」及び「地域に向けた普及啓発活動」の実施（Ex. 「地域の社会資源の紹介」「地域生活をしている当事者の体験談」等）
- ④退院及び退院後の地域生活を安全且つ安心して送ることが出来る様、地域とのネットワークを築く為に支援センターがその中核を担います。
- ⑤退院後の地域生活を安定する為に自立生活アシスタント事業及び指定一般相談支援事業（地域定着支援）との連動を考慮した支援体制を構築します。

V. 自立生活アシスタント事業

訪問・同行による個別支援を中心に、対象者が安心した地域生活が送れるよう、区福祉保健センターや医療機関、地域の関係機関等との連携の元、専門性を活かした支援の実現を目指します。

地域特性を鑑みると、単身者が多く、本事業の対象者として種々の課題やニーズが見られると予想されることから、他事業とも有意に連携し、地域移行・地域定着支援事業と同様に支援センター全体の事業として捉えた支援を実施します。

自宅への訪問が主流になることから、主任アシスタントをはじめ全アシスタントについては適切な対応をすべく、スーパーバイズや研修等を通して資質向上を図ります。

また、区内及び区外の事業所アシスタントとの連絡会等を定期的に実施し、個別支援に関する情報共有や困難ケースに対する検討会などによる連携を図ります。

本事業は、単に日常生活を送るための支援だけではなく、入院に頼ることなく利用者本人が自立して生活を送ることが出来るようケアプランを立てた計画的、包括的な支援を意識して実施します。

- ①訪問や同行による支援
- ②コミュニケーション支援
- ③地域移行・地域定着支援事業との連携及び指定一般相談（地域定着支援）との連動
- ④より安全な地域生活を目指し、センター職員や多職種関係機関等との連携による同行訪問
- ⑤24時間の支援体制

【夜間・休日の緊急時連絡体制】

緊急時等に担当アシスタントが不在の場合に於いても、センター職員の対応が必要な時の為に、常時職員ミーティングや申し送り等により、センター内で対象者の状況把握、情報共有をします。

- ①中区生活支援センター開館時間帯については支援センターにて対応します。
- ②閉館後については、同法人内にある「紫雲会横浜病院夜間当直電話」にて対応します。その際、相談内容によって、夜間当直職員の判断で、必要に応じて自立アシスタント専用の携帯電話に連絡を入れ対応します。
- ③対象者の状況により必要と判断した場合には、その対象者に直接アシスタント専用の携帯番号を伝え対応します。

VI. 生活支援事業（地域支援事業）

平成 27 年度の生活支援事業は地域支援事業を実施することとし、当事者及びその家族、また地域住民や地域で支援をしている関係者（ケアマネ、民生委員、町内会長等）に向けて、普及啓発的内容を含めた相談・講義・勉強会形式で事業を展開します。

その為には、地域の関連施設（地域ケアプラザ、地区センター、高齢・他障害施設、区内社会福祉協議会等）や地区町内会等と密接な関係を作り、連携した事業実施を検討します。

家族会「みなと会」と連携して、家族としての立場からの体験や経験を講座や勉強会に取り入れた企画実施を検討します。

また、ピア活動の一環として講義や交流会等にピアの体験談発表や相談会等への協力を依頼・企画し、当事者の生の声や気持ちを地域に伝えることも検討します。

※別紙計画書参照

VII. その他の関連事項

1. 保守管理・衛生管理

保守管理及び衛生管理については、全職員が常時意識を持って業務にあたることを基本とし、定期的に職員ミーティングや職員会議等の場に於いて職員への意識付けを行います。

また、異常が発生した場合には、職員間で検討を行い、改善に努めます。必要に応じて法人本部及び横浜市への報告を行います。

・保守管理

①日勤の職員による出・退勤時に館内外の点検及び月に 1 回、管理者等による『自主点検』

②閉館時の自主点検として『閉館・夜間巡回マニュアル』を基に遅番職員による点検

③年 1 回、指定管理者施設として実施する『公共建築簡易点検』及び『建築法第 12 条点検』の実施

④地域活動ホームとの協定による委託業者による保守点検の実施

・衛生管理（地域の特性を鑑み、衛生管理は特に意識）

①専門業者による定期清掃は年 4 回、その他必要に応じて業者以外の利用者等に清掃を委託を検討

②職員全員が衛生管理の意識を徹底し、毎日フリースペースや廊下、階段、トイレ等の日常清掃

③月 1 回休館日の布団洗濯、食器類や調理器具の漂白、消毒等

④職員の日々の業務の一環として、特に調理室、浴室、洗濯場の衛生管理を徹底します。

2. 安全管理・危機管理

安全管理、災害対策、緊急時の危機管理は、いつ地震等災害が起きるか分からない状況の中、常時の意識付けと万一に備えた避難訓練や定期的な研修を義務付けます。また、各種マニュアルを整備し、全職員が周知するとともに万一に備えた必要な備品や備蓄品を整備します。

・事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対策

利用者や職員の事故を未然に防ぎ、万一の場合の対応や再発防止の為の『意識』を常に持ち、その為の必要な研修や講習会を実施します。

①生活支援センター内外での安全管理、事故防止、ヒヤリハット等の研修

②「安全管理・緊急対策マニュアル」の基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底します。

③万一事故・災害の場合には、迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。

④年数回、地域活動ホームと合同で防災訓練の実施及び防災研修を実施します。

⑤中区役所と特別災害避難場所に協力する協定を結び、災害時の対応に努めます。

⑥緊急職員連絡網を整備し、センター職員との連絡とともに、万一の場合の連絡手段等について地域活動ホーム及び中区福祉保健センター、関係機関等と協議します。

3. 個人情報保護・人権擁護・虐待防止・情報公開

- ・利用者やその家族の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。
 - ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
 - ②書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管し、外部持出は厳禁とします。
 - ③P Cによるデータについては、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管します。
 - ④常時ウィルスチェックを励行し、ウィルスソフト等での対処をするとともに万一、情報が漏洩する事態が生じた場合には、法令、マニュアル等に従い適切な処置を取ります。
- ・障害者虐待防止法を遵守し、人権に対する擁護に努めます。
- ・利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。
- ・個人情報保護・人権擁護に関する研修を全職員に対して年1回以上実施し、周知徹底します。

4. 苦情解決に関する取り扱い

- ・苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。
- ・必要に応じて外部第三者委員による苦情解決に努めます。
- ・様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。
 - ①利用者アンケート (年1回以上)
 - ②意見箱の設置 (常時設置)
 - ③メンバーミーティング (年3回)
 - ④臨時メンバーミーティング (必要に応じてその都度)

5. 職員資質の向上・人材育成

- ・職員の入れ替わりは、利用者立場からの視点に於いても少なからず影響があり、職員が退職に陥るような状況を極力作らないような配慮が管理者及び主任の責務と考え、職員全員の状況を常時把握し、職員間で相談できる環境及び雰囲気作りに努めます。
- ・止むを得ず職員の異動等のため、入れ替わりがある場合は、法人内の採用基準、経験、資格等を考慮し、適切に選考し、利用者への影響の軽減を図ります。
- ・管理者は職員の健康管理を常時把握し、年1回の健康診断を義務付け、任意でのインフルエンザ予防接種を実施します。
- ・職員の精神保健福祉士、社会福祉士等、業務上必要な資格習得に向けて、本人のみならず管理者の義務として積極的な措置を設けます。
- ・職員は常に知識・資質の向上を図るため、必要な場合に適切な人員について、外部の研修や講習会等に積極的に参加をするとともに研修内容については、報告書や職員内研修等で、他の職員に周知を行います。また、日常では職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。
 - ①相談支援に関する研修 (外部研修、支援センター内部研修、法人内研修)
 - ②指定相談支援事業に関する必要な研修 (相談支援従事者初任者研修は必須)
 - ③他障害に関する研修 (地域活動ホーム、他障害職員、ケアプラザ等外部講師による外部研修)
 - ④個人情報保護・人権研修・虐待防止に関する研修
 - ⑤法律や各種制度に関する研修
 - ⑥設備管理、衛生管理、防災等運営に関する研修
 - ⑦その他、業務上必要と思われる研修

等々

平成27年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名 : 横浜市中区精神障害者生活支援センター

運営法人: 公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|-------|----------|------------|-----------|------------|--------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立支援アシスタント | |
| 指定管理料 | ／ 62,478 | 44,903 | 7,283 | 10,292 | |
| 合 計 | 62,478 | 44,903 | 7,283 | 10,292 | |

【支 出】

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|--------------|----------|------------|-----------|------------|-----------------------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立支援アシスタント | |
| 人件費 | ／ 54,530 | 37,665 | 6,933 | 9,932 | |
| 所長 | | | | | 1名 |
| 常勤職員 | | | | | 5名 |
| 非常勤職員 | 12,237 | 7,699 | 1,481 | 3,057 | 4名 |
| アルバイト | 1,804 | 1,804 | | | 週4日勤務 |
| 調理アルバイト | 2,223 | 2,223 | | | 1日2名換算 |
| 嘱託医賃金 | 483 | 483 | | | 月2回 |
| 法定福利費 | 6,961 | 4,884 | 844 | 1,233 | 健保・厚生・労働保険料等 |
| 退職給与引当金 | 115 | 115 | | | |
| 福利厚生費 | 705 | 461 | 98 | 146 | 横浜市社会福祉協議会共済年金 |
| 労務厚生費 | 100 | 65 | 15 | 20 | 職員健康診断・予防接種 |
| 施設管理費 | ／ 3,655 | 3,655 | | | |
| 光熱水費 | 2,272 | 2,272 | | | 電気・ガス・水道、地活ホーム按分 |
| 庁舎管理 | 1,371 | 1,371 | | | 設備管理、清掃、各種点検 |
| 修繕積立金 | 200 | 200 | | | |
| 入浴サービス等実費徴収額 | △ 188 | △ 188 | | | 入浴・洗濯・インターネット分 |
| 運営費 | ／ 4,293 | 3,583 | 350 | 360 | |
| 旅 費 | 710 | 550 | 75 | 85 | 職員出張旅費 |
| 消耗品費 | 526 | 526 | | | 事務用品・日用品等・備蓄品 |
| 印刷製本費 | 320 | 200 | 60 | 60 | 印刷・コピー代 |
| 修繕費 | 50 | 50 | | | 小破修理 |
| 通信運搬費 | 672 | 612 | 30 | 30 | 電話・切手・郵便発送・振込手数料等 |
| 賃借料 | 780 | 470 | 155 | 155 | 車両・コピー機リース料 |
| 備品等購入費 | 445 | 445 | | | 器具什器 |
| 保険料 | 90 | 90 | | | 施設賠償保険料 |
| 雑費 | 700 | 640 | 30 | 30 | 教養娯楽・研修・各種会・ガソリン・駐車場等 |
| 本部繰入金 | | | | | |
| 合 計 | 62,478 | 44,903 | 7,283 | 10,292 | |

(公財) 紫雲会 横浜市中区生活支援センター
平成 28 年度 事業計画書

I. 運営方針

『中区生活支援センター第Ⅱ期計画』

- 当センターが開所してから丸 3 年が経過し、横浜市精神障害福祉の領域及び中区という地域の中に於いても、ある程度の周知がなされてきたように感じています。この 3 年間の実績と基盤を更に発展させ、28 年度は「中区生活支援センター第Ⅱ期計画」として、更なる地域ネットワークの構築を目指します。常に地域の声に耳を傾け、関係機関及び医療、行政等と生活支援センターの役割を定めた有機的な連携による「地域全体がネットワークを組み障害者単独ではなく、その家族全体を見据えた支援体制」を意識した運営を展開します。その為には今まで以上に区福祉保健センターをはじめ、各関係機関、地域活動ホーム、地域ケアプラザ、地域の支援者（民生委員、町内会）等との日常的な交流や会議の場に積極的に参画していきます。
- 3 年間の経験で顕在化されてきた精神障害と知的・身体障害との重複、障害者の高齢化、引きこもり等の問題を鑑み、中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」（3 障害一体化施設）としての責務を自覚した連携と事業運営の強化を図ります。
- 開所当初から重要視してきた「アウトリーチ」（訪問・同行）の更なる強化を図り、当センター単一の支援のみならず、他障害関係機関や地域包括支援センター、必要に応じて家族会（みなど会）等との連携による多職種チームでのアウトリーチが出来るような支援体制の構築を目指します。
- 指定相談支援事業の強化と相談支援専門員及び他職員全ての知識と技能の向上を図り、誰もが質の高い一律の支援が実践できるよう職員育成を重視した体制を整備します。

II. 生活支援センター概要

1. 開館時間・休館日

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
休館日 每月第 4 火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

2. 職員配置

生活支援センター各事業

- センター長 1 名
- 指導員 10 名（アルバイト 1 名含む）
資格：精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員、介護支援専門員等
各事業にそれぞれ適切に配置
 - ・地域活動支援センター事業
 - ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）
 - ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業（兼任担当職員複数名）
 - ・自立生活アシスタント事業（主任アシスタント 1 名、他兼任アシスタント複数名）
- その他 嘱託医、調理アルバイト

3. 業務分担

職員の業務分担は、大きく分けて「運営管理」「業務管理」「支援センター事業管理」「他事業管理」「外部会議担当」の 5 つの業務管理体制を布いて、それぞれ個々の職員の適性や経験等を考慮し、適切に配置します。また、必要に応じて年度途中に於いても変更します。

III. 地域活動支援センター事業

『中区生活支援センター第Ⅱ期計画』としての重点目標

～地域の多職種や他障害関係機関、高齢者支援機関等がチームを組んで、障害者とその家族を一つの単位として捉え、地域支援ネットワーク体制を構築する～

以下、上記の重点目標を常時意識した支援を実践します。

1. 基本相談支援

- 1次相談支援機関としての役割を意識した「日常の困り事を気軽に相談できる環境」「相談し易い雰囲気」「職員全員が一律に相談に対応することが出来る知識・技能」を整備し、当事者のみならず、その家族、各関係機関、地域住民等からの幅広い相談支援機関として担っていきます。
- 利用者及び家族等の個人情報の保護、人権擁護を意識した相談を行います。
 - ①電話相談…どの様な相談内容であっても、利用者的心情を理解した上で事情に合った対応を心がけます。また、必要に応じて他障害機関や医療、行政等と連携した対応などの策を講じます。
 - ②面接相談…相談者個々のニーズや現在及び将来の日常生活が安全且つ円滑に暮らすことができるよう、意識しながら対応します。その為には、全職員が等しく利用者の実情を理解、把握し、必要に応じて複数対応や他機関との連携を検討します。
 - ③嘱託医相談…嘱託医相談については、地域の医療機関の精神科医師に依頼をし、医療に関すること、服薬に関すること等の相談を受けます。相談内容は、嘱託医と職員間で共有します。また、相談者の対象は本人及びその家族、関係機関の支援者、地域住民と窓口を広げています。
 - ④家族相談…家族同士の相談は同じ境遇の方にとって非常に優位に働くと考え、家族会「みなと会」の協力を得て、定期的に当事者家族による家族相談会を実施します。
 - ⑤出張相談…地域のケアプラザと連携し、当支援センターに相談する程ではない相談など、「病気ではないと思うが、何となく気になる」等の予防的意味での相談窓口をケアプラザの相談室を利用した定期的な出張相談を実施します。（28年度は、出張窓口の拡大を検討します）

2. 訪問・同行（アウトリーチ支援）

- 現在の精神保健福祉及び生活支援センターに期待される役割として、訪問支援が極めて重要であるという実情を十分に理解し、当センター事業に於ける重要コンセプトとして捉えています。
- 地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント、指定相談支援事業の訪問等とも密接に関係していることもあり、緊急訪問に対しても対応することができる職員体制の整備を検討します。
- 引き続き、未受診や地域の社会資源に繋がらない方や引きこもり等の方々に対して、適切な機関に繋がるよう、訪問支援を区福祉保健センターや他関係機関等と連携し、実施します。
- 利用者が不穏時の医療機関への通院、地域活動支援センター（地域作業所）等、必要に応じた同行支援を実施します。
- 過去3年間の実績と関係性を基に、平成28年度の重点目標である「多職種チームによる家族単位を対象とした支援」の構築に対する基盤を作り、他障害関係機関、区福祉保健センター、高齢者支援機関、地域の支援者等との密接に連携を図りながらアウトリーチ支援を実施します。

3. 日常生活の支援

①フリースペースの活用（コミュニケーション支援）

フリースペースは不特定多数の方が利用し、さほど広くないスペースという事もあるので、利用者同士のトラブル等の回避、また何気ない会話からの支援に繋がるなどを考慮し、極力定期的に職員がフリースペースに出向きます。

また、利用者主体のサークル活動にも利用して頂きます。その際、他利用者との使用の仕方にも十分配慮します。

②静養室の活用（原則1回2時間以内）

静養室を利用する理由や意味を職員が把握・理解し、単に静養のみの利用ではなく、病状的・心理的或いは身体的、或は自宅での睡眠の状態等との関係性を考慮しながらの活用を意識します。

また、多数の方々が利用することを考慮し、畳や布団の清潔保持を常時実施します。

③各種サービス提供

- ・夕食サービス（原則400円）…栄養バランスを考慮し、利用者個々のアレルギー等にも配慮した食事提供をします。
- ・入浴・洗濯サービス（各100円）…入浴・洗濯とも衛生面に留意をし、職員のみならず利用者への清潔保持の意識を持つことが出来るよう配慮します。
- ・インターネットサービス（10分10円）…必要に応じてPCの操作方法等の指導を行います。

④情報提供

センター利用者、家族及び関係機関や地域等に対し、医療・福祉・制度等の最新情報を提供し、様々な分野において役立つよう、色々な媒体を通して提供します。

（ホームページ・センター及び「みはらしポンテ」発行誌・館内掲示・チラシ等の配布等）

4. 地域連携・地域交流

●重点目標を達成するための体制作り、より密接な関係性の構築を意識した連携・交流を図ります。

①地域連携（地域に於いて、当センターがネットワークの中核を担うことを目指します）

・横浜市生活支援センター連絡会との連携

A型・B型センターの独自性及び他区の地域特性を把握し、中区という地域と相互に照らし合せて地域連携の参考にします。また、他区センターとの有意な連携や情報交換・共有及び支援に対する研修や勉強会等を通して利用者支援に繋げます。

・地域活動支援センター等、他精神関係機関との連携

他機関と支援センターを同時に利用している方個々の支援に関する連携。

「当事者研究」（区内他法人との共催事業）を引き続き実施します。

・区福祉保健センターとの連携（毎月定期連絡会を実施）

利用者対応に対する検討及び業務役割分担や生活教室を絡めた共催事業等について協議し、協働企画・実施します。また、緊急訪問対応についても可能な限り、区MSWと同行訪問することができる体制を作ります。

また、28年度は地域ネットワーク、普及啓発活動等に於いても協働した事業を展開します。

・他障害機関との連携（地域活動ホームと毎月連絡会、地域ケアプラザとの連絡会）

中区障害者支援拠点として「3障害」を意識した支援体制の構築及び合同イベントや合同勉強会等の企画、必要に応じて、同じ利用者に対する連携した支援を実施します。

・中区障害者団体連絡会及び区自立支援協議会への参画（両会の事務局を担う）

精神障害と他障害の両側面からの支援を検討し、他障害関係機関との連携を図ることで、3障害支援を意識した対応を強化します。

自立支援協議会の専門部会として「精神部会」及び「発達障害者部会」の中核を担います。

・中区ボランティアグループ「かもめサポート」との有機的な連携

ボランティアであるが故に有意に働くこと、また安心感などの影響を十分考慮し、センター利用者、またその家族等に対する重層的な支援体制を強化します。

・28年度より実施予定の基幹相談支援センターとの連携を密に図る為、定期的な連絡会を実施し、基幹相談支援センターと支援センター、区福祉保健センターが相談窓口の中核を担います。

・地域との連携

地域の民生委員や町内会などのインフォーマルサービス支援者等との連携を目指します。

また、高齢者の介護支援分野からの精神障害に関する相談や勉強会などへの関わりが激増している現状を鑑み、障害支援と高齢介護の連携も考慮した支援体制の構築を検討します。

②地域交流（地域が連携して支援体制が作られる為に有意な交流を図ります）

- ・町内自治会等の催事や防災訓練、また地域のお祭り（夏祭り、餅つき会）などに積極的に参画し、交流を図ると共に障害に対する普及・啓発活動に繋げます。
- ・障害者主催のお祭り「ポレポレまつり」の事務局、実行委員として、他障害職員や地域との交流に努めます。
- ・センター及び「みはらしポンテ」で実施のイベントやプログラム等を近隣地域へ広報し、地域住民の参加を促し、利用者と地域との交流を図ります。

5. 普及・啓発活動

●地域の精神障害に対する偏見・差別を払拭することを目的に普及啓発活動を実施します。

●活動は、精神障害のみならず3障害を意識し、支援センター及び地域活動ホーム、区福祉保健センター、医療機関等と連携しながら実施します。

●偏見を持つ方の中には家族の根強い抱え込み等もあるとの現状を考慮し、中区家族会「みなと会」の協力を得て、当事者及び家族としての普及啓発を検討します。

6. 自主事業（イベント・プログラム）

●年中行事は、季節に合わせた内容、また中区の地域性を取り入れたイベントを実施します。

●定例プログラムは、メンバーミーティング等で出された企画や利用者が生活に役立つようなプログラム等を企画・実施します。

●自主事業を実施することによって、支援センター本来事業である「相談支援」「訪問・同行」等に影響を及ぼさないよう配慮した事業実施を検討します。

●支援センター職員が主体ではなく、利用者が自主的主体となり、企画・実施する『自主サークル活動』に特に力を入れ、利用者の自主性、協調性を養成する目的に協力、後方支援を行います。

平成28年度センター自主事業計画案

①年中行事（季節行事）

| 季節 | イベント（案） | 内 容 |
|----|------------|-----------------------------|
| | スポーツ大会 | 中区スポーツセンターを利用しての軽スポーツ |
| | 春のバスハイク | 区福祉保健センター生活教室との合同企画、観光や社会見学 |
| 夏 | マリンシャトル乗船会 | 生活教室と合同で、マリンシャトルに乗船し、湾内観光 |
| | ポンテまつり | 地域活動ホーム合同で利用者主体の地域向けお祭りの開催 |
| | 花火鑑賞会 | 施設内からの花火鑑賞 |
| 秋 | ポレポレまつり | 障害者団体主催のお祭りへの参画 |
| | 秋のバスハイク | 自然の中でバーベキュー等（生活教室と合同企画） |
| 冬 | クリスマス会 | 区福祉保健センター生活教室合同によるクリスマス会 |
| | 初詣・カルタ会 | 近隣神社への初詣とカルタ（百人一首）・ゲーム大会 |

※他、地域活動ホームや中区地域との共催イベント等必要に応じて実施します

②定例プログラム

| プログラム（案） | 内 容 |
|------------|-------------------------------|
| 昼食会 | 昼食を提供し、歓談しながら交流を図る（隔月） |
| たこ焼きパーティ | たこ焼きを利用者が自分で作成し、食する（隔月） |
| メンバーミーティング | 支援センターのより良い利用の為の利用者主体の話し合い |
| 緑菜園 | 緑区の菜園を緑区センターと合同で実施 |
| 当事者研究 | 毎月1回開催、当事者のみの勉強会（他法人との協働事業） |
| 映画鑑賞会 | レクリエーションの一環として |
| しゃべりば | 利用者主体で自由に寛ぎながらのコミュニケーションの場 |
| 弁護士相談会 | 弁護士による法律に関する専門的な講座及び個別相談（不定期） |
| ヨガ教室 | ボランティア講師によるヨガ運動 |
| 利用者パソコン勉強会 | 利用者が講師として実施のPC教室への協力支援 |
| 各種自主サークル支援 | 音楽・趣味・スポーツ等の利用者自主サークル活動への協力支援 |

※他、利用者や家族に必要なプログラムを検討し、実施します

7. 家族支援

- 家族を「当事者」と「支援者」の2つの気持ちを持つと考え、そのどちらも支援することで、その両側面を補完し、家族が共に安心した地域生活が送れるよう重層的な支援を実施します。
- 中区家族会『みなど会』の定例会に参加し、家族の思いや要望を聞き入れます。
- 中区家族会『みなど会』と連携をし、家族による家族相談会を実施します。また、中区家族会及び横浜市精神障害者家族連合会（浜家連）と協働した企画等を検討します。
- 区福祉保健センター、地域ケアプラザ等と連携して、家族を対象にした学習会『家族教室』や『家族相談会』などの企画・実施を検討します。
- 家族のレスパイト目的の施設利用、またレスパイトに関する情報提供を行います。
- 家族を対象とした訪問を実施し、必要に応じて家族会や包括支援センターの協力を得て同行訪問支援を実施します。
- 高齢者対象のケアマネジャー等との連携による高齢者の家族に同居している、精神的症状を呈する方々への支援として、包括支援センターや介護保険事業所などの高齢者支援機関との協働した精神障害者支援を実施します。

8. ピア活動への取り組み

- ピア活動は、同じ当事者同士の交流等を通して、非常に有用な活動であることを重要視し、計画的な活動を計画します。また、サポートするピアに対しても障害の特性を考慮しながら慎重な対応を心掛けます。
 - ①センター利用者のピアサポーターへの相談（スーパーバイザー的役割）
 - ②当事者体験談の講演等センター普及啓発活動等への協力
 - ③地域移行・地域定着支援事業及び自立生活アシスタント事業への支援協力 等々

IV. 地域移行・地域定着支援事業

- 本事業は、受入先が見つからないなど、様々な理由によって社会的入院を余儀なくされている方々への地域生活への移行と退院後の安心した生活を継続するための支援事業として、重要な事業であることを認識しています。
- 専門の職員を複数名配置し、ケアマネジメントの手法を駆使するとともに医療機関、行政、地域との連携を図りながら個別支援のみならず、自立生活アシスタント事業や他の支援センター職員と密接に連携した支援を実施します。
- 普及啓発活動として、医療機関スタッフや入院中の患者に対する地域生活への働きかけや有用な社会資源の紹介などの啓発活動を行います。
- 指定一般相談支援（地域移行支援及び地域定着支援事業）、自立生活アシスタント事業との連動を図り、退院への促進のみならず、退院後の地域生活における継続支援も見据えて実施します。
- 退院及び退院後の安全且つ安心して生活を送ることが出来るよう医療機関をはじめ、区福祉保健センター、関係機関、地域全体とのネットワーク構築を目指します。
- 基幹相談支援センターとの協力・連携を通して、精神科医療機関への啓発活動及び、退院、退院後の生活支援の強化を図ります。

V. 自立生活アシスタント事業

- 中区の地域特性を鑑みると、単身者や家族が高齢、また諸々の事情で支援する事が困難な当事者が多く、本事業の対象者として種々の課題やニーズが見られると予想されることから、センター内他事業とも有意な連携を図ることにより、支援センター全体の事業として捉えた支援を実施します。
- 当事者本人宅への訪問による支援が主流になることから、同性の支援や複数支援などの配慮を講ずると共に、主任アシスタントをはじめ全アシスタントについては一律に適切な対応がなされるよう、研修や勉強会、センター内外のスーパーバイズ等を通して職員の資質向上を図ります。
- 区内及び区外の事業所アシスタントとの連絡会等を定期的に実施し、個別支援に関する情報共有や困難ケースに対する検討会などによる研鑽、連携を図ります。
- 対象者一人ひとりのケアプランを作成し、個々の実情やライフプランに合わせた包括的、計画的な支援を実施します。
- 休日や夜間等の不穏時に対応すべく、24時間、365日対応の支援体制を設けます。
- 指定一般相談支援事業及び地域移行・地域定着支援事業からの連動することが有意と予想される為、早期より有機的に関われるよう体制整備をします。
- 本事業は、当支援センターのアシスタントのみの支援に留まるものではなく、区福祉保健センターや地域のフォーマル、インフォーマルの支援者の理解と協力が不可欠であると考え、地域ネットワークを特に密接に構築する必要性を感じます。
- 地域の特性から、なかなか社会資源に繋がらない、所謂「引きこもりがち」或は、家族の中で抱えてしまっているケースが多数考えられることから、28年度は、地域からの情報を敏感にキャッチし、対象者を増加すると共に「引きこもり」等に関する専門的且つ積極的な関与を図ります。
- 28年度実施の基幹相談支援センターへの精神障害関係の相談の中には、本事業に於いて対象と考えた方が適切であると思われる方が、今後出てくると想定しており、基幹相談支援センター職員との連携も図っていきます。

VII. 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

1. 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- 計画相談支援も4年目に入り、対象者数を増やすこともさることながら、数が増えることで、個別対応に差が出ることのないよう一人ひとりの課題やニーズを理解、把握し、個々のライフステージに沿った計画的・個別支援を実施します。
- 相談支援専門員及び他の全職員が、等しく計画相談に対する利用者への周知及びケアマネジメントが行うことができるよう研鑽し、知識・技能向上に努めると共に地域の様々な関連機関、医療機関、行政機関、身近な支援者等との連携を図ります。
- 引き続き中区地域自立支援協議会の「計画相談部会」への参画による研鑽を行います。

2. 指定一般相談支援事業

- 地域移行支援事業については、退サポとの連携を図り、利用者本人にとって、より有意な関係を保ちつつ対象者を増やしていく予定です。また、地域移行後の生活を安全且つ安心して送れるように定着支援を十分に考慮した長期的計画を進めます。
- 地域定着支援事業については、地域で安心して生活を送るために欠かせない事業として捉え、緊急時対応の為の体制整備を行い、自立生活アシスタント事業と相互の連携を図りながら実施します。
- より良い支援を提供するためには、相談支援専門員のみならずセンター全体の事業として捉え、他事業の職員への情報共有を図ると共に、緊急時等、担当相談支援専門員が不在な場合でも適切な支援が行えるよう職員ミーティングや申し送り、職員全体会議等により、共有・検討を図ります。

VII. その他の関連事項

1. 保守管理・衛生管理

- 生活支援センターは、不特定多数の方々が利用することもあり、保守管理及び衛生管理に関して全職員が常時危機意識を持って業務にあたることを基本とします。
- 予防策として定期的に研修やミーティングを実施し、万一、異常が発生した場合には、職員間で検討を行い、改善に努めます。必要に応じて法人本部及び横浜市への報告を行います。
- 具体策《保守管理》
 - ①日勤の職員による出・退勤時に館内外の点検及び月に1回、管理者等による『自主点検』
 - ②年1回、指定管理者施設として実施する『公共建築簡易点検』及び『建築法第12条点検』
 - ③地域活動ホームとの協定による専門委託業者による保守点検
- 具体策《衛生管理》（地域の特性を鑑み、衛生管理は特に意識）
 - ①専門業者による定期清掃は年4回清掃業者による定期清掃
 - ②毎朝、職員によるフリースペースや静養室、廊下、階段、トイレ等の日常清掃
(必要に応じて利用者等との雇用契約を締結しての日常清掃委託を検討)
 - ③月1回休館日の布団洗濯、食器類や調理器具の漂白、消毒等
 - ④職員の日々の業務の一環として、特に調理室、浴室、洗濯場の衛生管理を徹底

2. 安全管理・危機管理

- 利用者及びその家族、また職員に対する安全管理は、職員全員が常時危機感を持って業務に当たり、万一の事故等に備えて、定期的に情報共有、研修等を行います。
- 災害対策についての危機管理は、いつ災害等が起きるか分からぬ状況の中、常時の意識付けと万一に備えた避難訓練や定期的な研修を義務付けます。
- 各種マニュアルを整備し、全職員が周知すると共に必要な災害用備品や備蓄品を整備します。

- 万一の災害時に於いては、適切に情報収集を行い、人命を第1優先に考えた行動を取ると共に各関係機関、行政、医療機関等と連携を図りながら、事後の対処を検討します。
- 災害発生の際には、中区との協定に基づき、特別避難場所として開設します。
- 具体的な事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対策
 - ①生活支援センター内外での安全管理、事故防止、ヒヤリハット等の研修
 - ②「安全管理・緊急対策マニュアル」の基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底
 - ③万一の事故・災害の場合には、迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます
 - ④年数回、地域活動ホームと合同で防災訓練・消化器訓練の実施及び防災研修を実施

3. 個人情報保護・人権擁護・虐待防止・情報公開

- 利用者やその家族及び職員の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。
 - ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
 - ②書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管し、外部持出は厳禁
 - ③P Cによるデータについては、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管
- 常時ウィルスチェックを励行し、ウィルスソフト等での対処をするとともに万一、情報が漏洩する事態が生じた場合には、法令、マニュアル等に従い適切な処置を取ります。
- 障害者虐待防止法を遵守し、人権に対する擁護に努めます。
- 利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。
- 個人情報保護・人権擁護に関する研修を全職員に対して年1回以上実施し、周知徹底します。

4. 苦情解決に関する取り扱い

- 苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応すると共に改善に努めます。
- 必要に応じて外部第三者委員（2名）による苦情解決に対する措置を講じています。
- 様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。
 - ①利用者アンケート（年1回以上）
 - ②意見箱の設置（常時設置）
 - ③メンバーミーティング（年12回）
 - ④臨時メンバーミーティング（必要に応じてその都度）

5. 職員資質の向上・人材育成

- 職員の資質は直接利用者への支援に影響を及ぼすものである為、資質向上、人材育成には力を入れ、必要な研修や講習等の派遣を必要な職員に、必要な時期に適切に取り入れます。
- 職員が定着しないような事態を極力避けるための措置を講じると共に退職に陥ることがないように職場環境や雰囲気作りに努めます。
- 職員の業務上必要な資格習得に向けて、積極的な措置を設ける共に常に自己研鑽に努めます。
- 具体的な研修・勉強会等
 - ①相談支援に関する研修（相談支援従事者初任者研修、支援センター内部研修、法人内研修）
 - ③他障害に関する研修（地域活動ホーム、他障害職員、ケアプラザ等外部講師による外部研修）
 - ④個人情報保護・人権研修・虐待防止に関する研修
 - ⑤法律や各種制度に関する研修
 - ⑥設備管理、衛生管理、危機管理、防災・災害に関する研修
 - ⑦その他、業務上必要と思われる研修

等々

平成28年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名 : 横浜市中区精神障害者生活支援センター

運営法人 : 公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|-------|--------|------------|-----------|------------|--------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立支援アシスタント | |
| 指定管理料 | 63,218 | 44,906 | 8,478 | 9,834 | |
| 合 計 | 63,218 | 44,906 | 8,478 | 9,834 | |

【支 出】

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|--------------|--------|------------|-----------|------------|-----------------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立支援アシスタント | |
| 人件費 | 55,598 | 38,055 | 8,091 | 9,452 | |
| 所長 | | | 0 | 0 | 1名 |
| 常勤職員 | | | | | 5名 |
| 非常勤職員 | 11,972 | 4,411 | 2,336 | 5,225 | 4名 |
| アルバイト | 1,804 | 1,804 | 0 | 0 | 週3日勤務 |
| 調理アルバイト | 2,223 | 2,223 | 0 | 0 | 1日2名換算 |
| 嘱託医賃金 | 483 | 483 | 0 | 0 | 月2回 |
| 法定福利費 | 7,077 | 4,969 | 961 | 1,147 | 健保・厚生・労働保険料等 |
| 退職給与引当金 | 122 | 122 | 0 | 0 | |
| 福利厚生費 | 706 | 458 | 114 | 134 | 市社協年金共済掛金 |
| 労務厚生費 | 100 | 65 | 15 | 20 | 職員健康診断・予防接種 |
| 施設管理費 | 3,513 | 3,513 | 0 | 0 | |
| 光熱水費 | 2,210 | 2,210 | | | 電気・ガス・水道 |
| 庁舎管理 | 1,318 | 1,318 | | | 設備管理・警備・清掃他 |
| 修繕積立金 | 200 | 200 | | | |
| 入浴サービス等実費徴収額 | △ 215 | △ 215 | | | 入浴・洗濯・インターネット |
| 運営費 | 4,107 | 3,338 | 387 | 382 | |
| 旅 費 | 706 | 450 | 131 | 125 | 職員出張旅費 |
| 消耗品費 | 588 | 588 | 0 | 0 | 事務用品・日用品等・備蓄品 |
| 印刷製本費 | 312 | 188 | 62 | 62 | 印刷・コピー代 |
| 修繕費 | 50 | 50 | 0 | 0 | 小破修理 |
| 通信運搬費 | 692 | 630 | 31 | 31 | 電話料金・切手・振込手数料等 |
| 賃借料 | 723 | 433 | 145 | 145 | 車両・コピー機リース料 |
| 備品等購入費 | 300 | 300 | 0 | 0 | 器具什器 |
| 保険料 | 90 | 90 | 0 | 0 | 施設賠償保険料 |
| 雑費 | 646 | 609 | 18 | 19 | 教養娯楽費・研修費・各種会費等 |
| 本部繰入金 | 0 | | | | |
| 合 計 | 63,218 | 44,906 | 8,478 | 9,834 | |

(公財) 柴雲会 横浜市中区生活支援センター
平成 29 年度 事業計画書

I. 運営方針

『中区生活支援センター第Ⅱ期計画』としての重点目標（継続）

～地域の多職種や他障害関係機関、高齢者支援機関等がチームを組んで、障害者とその家族及び地域を一つの単位として捉え、地域支援体制を構築する～

- ★ 「有機的なアウトリーチ」（必要な人に必要な人材・チームで）
- ★ 「3 障害一体型の障害者支援」（地域活動ホーム・区・他、様々な機関との密接な連携）
- ★ 「地域ネットワーク」の構築（地域が行う障害者に対する支援体制の中核としての機能）

●昨今、医療や福祉の発展に伴って、精神障害者本人及びその家族の生活の向上、或は就労などに関する意欲の向上、また精神障害関連機関のみならず、精神障害以外の福祉機関や地域の児童・民生委員、また町内自治会などの方々の精神障害福祉に於ける関心度、意識度の向上は目まぐるしいものがあり、相談経路が今までに増して広がったと感じています。それに伴って生活支援センターに求めるもの、生活支援センターが成すべきこと、地域の支援施設としての役割などの幅が急激に拡大してきていることを実感しています。

その様な時代の流れに対応すべく、生活支援センターに於いても既存の考え方、運営の方針、業務の内容、更には今後目指すべきものを再度見直す必要があり、柔軟に対応することが出来る体制の再構築が急務であると考えています。

●上記のことを踏まえて、平成 29 年度は、昨年度からの重点目標として掲げている『中区生活支援センター第Ⅱ期計画』として、第Ⅰ期に於ける 3 年間の実績と徐々に浸透してきた地域ネットワークの基盤・土台を更に固めるべく、具体的な事業実施を進めていく段階にあると考えています。

その為には、医療機関、行政、各関係機関及び地域全体との信頼と関係性を継続するとともに更に深めていくよう積極的な関与を重要視します。

●生活支援センター従来の本体業務である「地域活動支援センター事業」「地域移行・地域定着支援事業」「自立生活アシスタント事業」に加えて「指定相談支援事業」を 4 本柱として、継続するだけではなく、更なる強化と精査を常時確認し、当センター職員の業務量と技量を照らし合せることで、人員不足や支援の質の低下などによる利用者への不利益にならないよう、最良の支援を心がけます。

その為には、職員個々の身体的・精神的な状況を理解、把握しながら、スーパーバイズや職員研修などを通じて、知識及び技能向上などの人材育成を図ります。

●引き続き、重点目標である「アウトリーチ」の強化、中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」（3 障害一体型施設）、地域ネットワークの構築を意識した地域連携の強化による向上を目指します。

地域活動ホームが同館合築であるという強みを生かして、28 年度より事業化された『基幹相談支援センター』との密接な連携を図り、生活支援センターと基幹相談支援センター・区福祉保健センター及び地域と一体的な障害者支援拠点として障害者支援の中核を担っていきます。

●支援を必要としている利用者に対するセンター職員の精神状態や入退職などによる影響を考え、各職員個々の知識、経験、技量、特性などを十分に考慮し、抱え込み等による「疲弊」や「燃え尽き」或は健康状態の悪化などによる利用者への悪影響を及ぼすことがないよう、全ての利用者に対してセンター職員全体で関わる意識及び人員体制を図ります。

II. 生活支援センター概要

1. 開館時間・休館日

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 毎月第4火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

2. 職員配置

生活支援センター各事業

○センター長 1名

○指導員 10名

資格：精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員、社会福祉主事、介護支援専門員等

各事業にそれぞれ適切に配置

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業「退サポ」（兼任担当職員複数名）
- ・自立生活アシスタント事業（主任アシスタント1名、他兼任アシスタント複数名）
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）

○その他 嘴託医、調理アルバイト

3. 業務分担

職員の業務分担は、大きく分けて「運営管理」「業務管理」「支援センター事業管理」「他事業管理」「外部会議担当」の5つの業務管理体制を布いて、それぞれ個々の職員の適性や経験等を考慮し、適切に配置します。各担当は、年度末或は年度の初めに決定します。また、必要に応じて年度途中に於いても変更します。

III. 地域活動支援センター事業

1. 基本相談支援

●基本相談は、地域活動支援センター業務の第1義として捉え、気軽に相談することが出来る環境、雰囲気、職員体制等を整備し、どの様な相談であっても、内容を適切に理解・把握し必要な対応、資源、制度などを駆使して支援に当たります。また、相談者は、当時者本人のみならず、家族、関係支援者、地域の方など広く対象としています。

●個人情報の保護、人権擁護、障害者虐待防止法等の法律を常に意識・遵守し、利用者、家族、関係機関等の利益を守ることを前提にした相談支援を心がけます。

①電話相談…電話による相談は、不特定多数の方々で内容や緊急性など様々であることから、極力センターへの来館、或は訪問による相談を奨励します。また、必要に応じて医療機関、行政、他機関と連携した対応や場合によって、適切に他機関に繋げる等の措置を講じます。

②面接相談…利用者との関係性や精神状態等に留意しながら相談者個々のニーズや現在及び将来の日常生活が安全且つ円滑に暮らすことができるよう意識的な対応を行います。また、必要に応じて「個別支援計画」を立てて、継続的・重層的な支援を実施します。

③嘱託医相談…医療に関すること、服薬に関すること等の相談を受けます。相談内容は、その都度センター職員にフィードバックし、必要に応じて嘱託医の意見を交えて支援内容を検討します。また、相談者の対象は本人及びその家族、関係機関の支援者、地域住民と窓口を広げています。

④出張相談…平成27年度より実施している地域ケアプラザとの協働事業として予防的意味合いを重視したケアプラザの相談室を借用した出張相談の窓口を広げ、区内全6ヶ所のケアプラザで実施します。対象者は、本人、家族、地域住民、地域の支援者等に広げています。

2. 訪問・同行（アウトリーチ支援）

- 運営方針に記載したとおり、アウトリーチによる支援は当センター開所当初からの重点目標として、捉えています。訪問する意味、目的、最終目標を各職員及び利用者が適切に判断し、最終的には「自己決定」、自分の力で行動することが出来るようになることを目標に実施します。
- ①緊急時、区福祉保健センター、関係機関等からの訪問・同行依頼に関して、極力対応可能な人員体制を図り、必要に応じて複数体制で対応出来るよう整備します。
- ②増加してきた他障害や高齢者支援機関からの同行訪問等の要請や依頼の現状を鑑みて、連携体制の強化と他障害との重複、障害者の高齢化等についての知識や対応方法など身に付けていきます。
- ③センター内他の事業（地域移行・地域定着支援事業・自立生活アシスタント事業・指定相談支援事業）との連携を十分に生かし、有機的な対応による訪問・同行を実施します。
- ④未受診や社会資源に繋がっていない方、引きこもりの方への対応（アウトリーチ）も重要な課題であり、区福祉保健センターや地域からの情報が入手し易い環境や信頼及び関係を図ります。
- ⑤これまでの信頼・実績と関係性を基に、重点目標である「多職種チームによる家族単位を対象とした支援」の構築に対する基盤を作り、他障害関係機関、区福祉保健センター、高齢者支援機関、地域の支援者等と密接な連携を図りながらアウトリーチ支援を実施します。

3. 日常生活の支援

- フリースペースは、利用の目的を利用者の立場だけではなく、支援者の立場からもその意味や目的を認識する必要がある為、メンバーミーティング等を通して定期的に検討し、常により良いフリースペースの活用に努めます。
また、新規利用者や女性利用者等が孤立することなくフリースペースを気軽に利用することが出来るよう、職員が意識的に関与することを意識付けます。
- 静養室の利用については、障害の特性等を十分に鑑みた上で、利用者の日常の生活や心身の健康状況の関連などを踏まえた利用の仕方を意識付けます。その上で、原則最長2時間の利用制限を行います。
- 各種サービス提供（夕食サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービス）については、継続して実施します。不特定多数の利用があることから、清潔保持を特に注意して利用者及び職員によってその都度点検を行います。
- 移り変わる法律や制度などの情報をいち早く入手し、様々な手段を用いて利用者、家族及び関係機関等に情報を提供します。また区福祉保健センター、関係機関等との定期的な連絡会や会議等に於いて、必要な情報共有及び情報享受、提供を行います。
(ホームページ、センター発行誌、みはらしポンテ発行誌「かけはし」、館内掲示等)

4. 家族支援

- 中区地域精神保健家族会「みなと会」の定例会（毎月）へのオブザーバー参加を通して、当センターの各事業説明、周知を行うとともに家族会の中で挙がった事例や相談について対応します。
- 家族会の協力を得て、家族の相談等への同席や「家族による家族への相談会」を検討します。
- 訪問相談時に、家族に対する相談などの場合に「家族会」の同行訪問を依頼し、協力を得ます。
- 出張相談などで、家族からの相談の際、必要に応じて家族会への紹介を行います。また、場合によって「家族会」による相談対応を依頼します。
- 家族の高齢化や身体的、精神的状況などを考慮し、当事者本人とその家族を「家族単位」として捉え、高齢者支援機関や関係行政等との連携を図ります。
- 家族のレスパイト目的の利用とレスパイトに関する情報提供を行います。
- 家族を「当事者」と「支援者」両方の気持ちを持つと考え、そのどちらも支援することで、その両側面を補完し、家族が共に安心した地域生活が送れるよう重層的な支援を実施します。
- 区福祉保健センターと協働して、家族会に繋がっていない家族等に対する『家族教室』を検討します。

5. 自主事業（イベント・プログラム）

- 自主事業については、センター本来事業である「相談」や「訪問・同行」及び他の事業に影響を及ぼさないよう配慮し、極力、必要最低限に留めた内容・方法を検討して実施します。
- 自主事業は、地域の特性などを考慮し、利用者の生活等に有用なものを実行委員会形式で利用者と共に内容などを検討し、企画・実施します。
- 地域向けのイベントは、中区福祉保健センターや地域活動ホーム、及び地域活動支援センター等、各関係機関等との連携の上、イベント等を企画検討し、利用者や家族のみならず地域住民への障害に対する啓発を兼ねて、目的と対象者を地域に広げた事業を実施します。
- 開所当初から力を入れてきた「利用者主体のサークル活動」への協力、後方支援を継続して行います。

平成29年度センター自主事業計画案

①年中行事（季節行事）

| 季節 | イベント（案） | 内 容 |
|----|------------|-----------------------------|
| 春 | スポーツ大会 | 中区スポーツセンターを利用してのスポーツ |
| 夏 | マリンシャトル乗船会 | 生活教室と合同で、マリンシャトルに乗船し、湾内観光 |
| | 町内夏祭り | 町内自治会の夏祭りイベントへの参加【地域交流】 |
| | 花火鑑賞会 | 館内からの花火鑑賞 |
| 秋 | ポレポレまつり | 区内障害者団体主催のお祭りへの参画【地域交流】 |
| | ポンテまつり | 地域活動ホーム合同で地域に向けたお祭りの開催 |
| | 秋のバスハイク | 区福祉保健センターと共にバスハイク |
| 冬 | クリスマス会 | 区福祉保健センター生活教室合同によるクリスマス会 |
| | 初詣・カルタ会 | 近隣神社への初詣とカルタ（百人一首）会等の正月イベント |
| | 町内餅つき会 | 町内自治会の餅つき会イベントへの参加【地域交流】 |

※他、地域活動ホームや中区地域との共催イベント等必要に応じて実施します。

②定例プログラム

| プログラム（案） | 内 容 |
|------------|-------------------------------|
| 昼食会 | 隔月1回、昼食を提供し、歓談しながら交流を図る |
| たこ焼きパーティ | 隔月1回、たこ焼きを利用者が自分で調理し、食す |
| メンバーミーティング | 支援センターをより利用しやすくする為の利用者主体の話し合い |
| 緑菜園 | 緑区の菜園作業を緑区センターと合同で実施 |
| 当事者研究 | 毎月1回開催、当事者のみの勉強会（他法人との共催事業） |
| 映画鑑賞会 | レクリエーションの一環として |
| しゃべりば | 利用者主体で自由に寛ぎながらのコミュニケーションの場 |
| プラーナヨガ | ボランティア講師によるヨガ教室 |
| 各種自主サークル支援 | 音楽・趣味・スポーツ等の利用者自主サークル活動への協力支援 |

※他、メンバーミーティング等にて検討し、必要に応じて実施します。

6. 地域連携・地域交流

- 『中区生活支援センター第Ⅱ期計画』重点目標の一つである「地域ネットワーク」を達成する為の体制作りを継続します。他障害や高齢者支援機関等を含めた関連機関、及び区福祉保健センター等との今までの関係性を更に強化し、地域ネットワークの具体化とその中核を担うことを目指します。

《地域連携》

- ①地域の支援機関、児童・民生委員、各町内会会長などとの日頃の関係性の強化
- ②定例の各種連絡会等に於ける連携（他生活支援センター、区福祉保健センター、地域活動ホーム、基幹相談支援センター、東部ユースプラザ等）
- ③多職種・他障害等との連携（中区障害者団体連絡会事務局、地域ケアプラザ等）
- ④自立支援協議会への参画（事務局、精神部会、発達障害部会、計画相談部会等）
- ⑤他法人（区内精神関連法人）との連携（毎月実施の「当事者研究」の共催）
- ⑥ボランティアグループ「かもめサポート」との連携
- ⑦他、地域活動ホーム、他法人の運営委員 ……等々

《地域交流》

- ①地域のお祭りや町内連合会主催の「花いっぱい運動」などの催事等の参加
- ②地域や町内会等で実施の防災訓練や交通安全協会などへの参加と協力
- ③みはらしポンテ主催の「ポンテまつり」への地域からの参加・協力要請による地域住民との交流及び障害者施設としての周知
- ④中区内障害者支援機関が主催する「ポレポレまつり」の事務局を担い、他障害や他職種との連携・交流を通じ、地域の一般企業や町内会等との協働事業として企画・運営 ……等々

- 《地域連携》《地域交流》を通して今までの信頼や関係性を更に強化し、将来的に多職種、様々な地域支援者等のグループによる「地域ケアチーム」（仮称）の創設の実現を目指します。

7. 普及・啓発活動

- 新聞やテレビ、インターネット等のメディア報道の影響による障害者に対する偏見・差別は未だに根強く残っており、地域社会に於ける偏見や差別を少しでも払拭する為に地道な活動を続けます。
- 地域に一番近いと思われる地域ケアプラザと協働で実施している「出張相談」や地域向け「講座」や「勉強会」等を通して、正しい理解や協力を得る活動を実施します。
- 普及啓発活動は、地域ネットワークを駆使して行うことが望ましいという考え方から、当事者や家族会、ボランティア等のインフォーマルサービス及び医療、行政、地域の各支援者等の協力の下、色々な機会に色々な手段、手法を用いて普及啓発に努めます。
- 活動は、支援者からの発信に留まらず、地域で生活している当事者、家族などからの発信も視野に入れて、センター利用者や家族会の協力依頼も検討します。

8. ピア活動への取り組み

- ピア活動は、同じ当事者同士の交流等を通して、非常に有用な活動であることを重要視し、計画的な活動を計画します。また、サポートするピアに対しても障害の特性を考慮しながら慎重な対応を心掛けます。
- 今後、生活支援センター連絡会が主体となる「センター連ピア活動グループ」に参画し、当センターのみならず、横浜市全体の支援センターの課題として取り組みます。
 - ①ピアサポートによるセンター利用者からの相談（スーパーバイザー的役割）
 - ②当事者体験談の講演や相談会等、普及啓発活動等への協力
 - ③地域移行・地域定着支援事業及び自立生活アシスタント事業への支援協力 ……等々

IV. 地域移行・地域定着支援事業

- 本事業は、退院後の受入先が見つからないなど、様々な理由によって社会的入院を余儀なくされている方々への地域生活への移行と退院後の安心した生活を継続するための支援事業として、重要な事業であり、個々の「個別支援計画」の立案とそれに沿った計画的な支援を行うことにより、適切な退院の促進を図ります。
- 退院して地域に移行後の対象者の生活支援を鑑みると、本事業の担当のみが個別に関わるのではなく、センター全職員が将来を見据えて関わりを持って本事業に当たります。
- 本事業に於いては、専門の職員を複数名配置し、ケアマネジメントの手法を駆使するとともに医療機関、行政、地域との密接な連携を図りながら実施します。
- 地域移行後の生活支援を見据えて、自立生活アシスタント事業や指定相談支援事業（計画相談及び地域移行支援事業）等との密接な連携による連動を考慮した支援を実施します。
- 対象者の地域生活に於ける不安や有意な制度、社会資源などの未知による不安などを考慮し、入院中の患者への地域における普及啓発活動を実施します。
また、普及啓発は、医療機関スタッフや地域に対しても重要な活動であり、センター事業の普及啓発活動とも連動して実施します。
- 平成28年度より事業化している「基幹相談支援センターの地域移行・地域定着の促進」とも密接に連携し、既存の本事業に有意に活動の幅や重さを拡大出来るように取り組みます。

V. 自立生活アシスタント事業

- 本事業に対する有意性と重要性は、本市のみならず、国や他市町村からも認めていることから、当センターに於いても今まで以上に尽力する必要があると考えています。
- 中区の地域特性を鑑みると、単身者や支援者が高齢家族の当事者が多く居住していることから、本事業の対象者が多いと予想されるので、アシスタントのみならず当センター全体の事業として捉えて実施します。
- 主任アシスタント及び兼任のアシスタントには、経験豊富な専門の職員を複数配置し、対象者個々の事情等によって、主担当に男女の種別、また複数担当などを考慮した支援を行います。
- 紹介された対象者によっては、本事業ではなく、センター事業の対象の方が良いと思われるケースも実在するので、センター内で検討した上で適切な支援に繋げます。
- 入院中から地域移行後、本事業に繋げることが適切と判断した場合に於いては、地域移行・地域定着支援事業とも連携した支援活動を行います。また、指定相談支援事業（計画相談・地域定着支援事業）等との連動などを考慮した密接な連携を図ります。
- 本事業の対象者の支援内容や現状等について、定期的に報告、必要に応じてケース検討を実施し、他に繋げる、或は終了等を全職員と検討し、対象者にとってのライフステージを見据えた最良の支援を心がけます。
- 全対象者の「個別支援計画」を作成し、それに沿った計画的・包括的支援を実施します。
- 自宅訪問による支援が主流になることから、主任アシスタントをはじめ全アシスタントについては一律に適切な対応がなされるよう、スーパーバイズや研修、外部主催の講習会、勉強会等を通して職員の知識と資質向上を図ります。
- 区内及び区外の事業所アシスタントとの連絡会等を定期的に実施し、個別支援に関する情報共有や困難ケースに対する検討会などによる連携を図ることで最良の支援に繋げます。
- 本事業は、アシスタントのみの支援に留まるものではなく、区福祉保健センターや地域のフォーマル、インフォーマルの支援者の理解と協力が不可欠であると考え、関連して重点目標である「地域ネットワーク」を構築する必要性を感じます。

VII. 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

1. 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- 平成29年度は、相談支援専門員を6名に増やし計画相談に当たります。各相談支援専門員が、等しく計画相談に対する利用者への周知及びケアマネジメントが遂行することが出来るよう研修や勉強会等で研鑽し、知識・技能向上に努めます。
- 計画相談の対象は、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業及び指定一般相談支援事業等からの連動も多く考えられることから、それらの事業との密接な関係を図るとともに、早期の関わりも検討しながら事業を実施します。
- 本事業は、対象者の将来目標や課題などライフステージを見据えて行うものとして捉えることが重要であり、その為には、地域の様々な関連機関、医療機関、行政機関、身近な支援者等、フォーマル、インフォーマル問わず密接な連携を図ります。
- 対象者数を増やすこともさることながら、数が増えることより、支援センターの本体業務であるセンターの利用者への個別対応に差が出ることのないよう、計画相談とセンター業務とのバランスを充分に考慮した上で、計画相談対象者一人ひとりの課題やニーズを理解、把握した計画的・包括的個別支援を実施します。
- 引き続き中区地域自立支援協議会の「計画相談部会」への参画による研鑽を行います。

2. 指定一般相談支援事業

- 地域移行支援事業については、地域移行・地域定着支援事業（退サポ）との相互の連携を図り、対象者本人にとって、より有意な関係を保ちつつ対象者を増やしていく予定です。
- 地域定着支援事業については、地域で安心して生活を送るために欠かせない事業として捉え、緊急時対応の為の体制整備を行い、自立生活アシスタント事業と相互の連携を図りながら実施します。
- より良い支援を提供するためには、相談支援専門員のみならずセンター全体の事業として捉え、他事業の職員への情報共有を図るとともに、緊急時等、担当相談支援専門員が不在な場合でも適切な支援が行えるよう職員ミーティングや申し送り、職員全体会議等により、共有・検討を図ります。

VIII. その他の関連事項

1. 保守管理・衛生管理

- 生活支援センターは、不特定多数の方々が利用することもあり、保守管理及び衛生管理に関して全職員が日常的に危機意識を持って業務にあたることを基本とします。
- 予防策として定期的に研修やミーティングを実施し、万一、異常が発生した場合には、職員間で緊急会議を開き、検討及び改善に努めます。
また、万一事故等の際には法人本部及び横浜市への報告を行うとともに、再発防止に努めます。
- 具体策《保守管理》
 - ①出勤時の館内外の点検及び閉館時の点検として『閉館・夜間巡回マニュアル』を基に点検の実施
 - ②毎月1回、管理者による『自主点検』の実施
 - ③年1回、指定管理者施設義務として実施する『公共建築簡易点検』及び『建築法第12条点検』
 - ④地域活動ホームとの協定による専門委託業者による保守点検
- 具体策《衛生管理》（地域の特性を鑑み、衛生管理は特に意識）
 - ①専門業者による定期清掃は年4回清掃業者による定期清掃
 - ②毎朝、職員によるフリースペースや静養室、廊下、階段、トイレ等の日常清掃
 - ③月1回休館日の布団洗濯、食器類や調理器具の漂白、消毒等
 - ④職員の日々の業務の一環として、特に調理室、浴室、洗濯場の衛生管理を徹底

2. 安全管理・危機管理

- 当センターが5年目に入り、全職員の安全管理・危機管理の意識が希薄になる可能性を危惧し、定期的な研修や講習等を実施することにより、意識付けの再認識を行います。
- 利用者、家族、職員等の日常の健康状態や個々の特性を把握し、日常と異なる言動、行動や不穏状態などを敏感に察知し、迅速な対応を心がけます。
- 万一、突発的な事故・事件が発生した際には、当センター設置の「安全管理・緊急対応マニュアル」に従って、迅速かつ適切な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。
- 地域活動ホームみはらしに設置してある「AED」について、万一に備えて全職員が使えることが出来るように、消防署員による定期的な訓練を実施します。
- 各地で甚大な被害をもたらす災害が起こっている昨今、横浜市に於いても同じような災害がいつ発生するか分からぬ状況であることを、常に意識して業務に当たり、万一の災害時には、迅速且つ適切な行動が取れるよう同館合築の地域活動ホーム「みはらし」と合同による、避難訓練、防災訓練、消火器訓練等の研修や講習会で研鑽します。
- 各種マニュアルを整備し、全職員が周知するとともに必要な備品及び飲料水、食料、毛布、非常用排便収納袋等の備蓄品を整備します。

《安全管理・危機管理関連マニュアル》

- ・「安全管理・緊急対応マニュアル」
- ・「ヒヤリ・ハット報告マニュアル」
- ・「障害者虐待防止マニュアル」
- ・「自殺企図対応マニュアル」
- ・「特別避難場所開設マニュアル」

- 他、「緊急連絡網」にて、当センター職員、法人本部、健康福祉局への報告と指示の徹底
- 万一の災害時に於いては、適切に情報収集を行い、人命を第1優先に考えた行動を取るとともに各関係機関、行政、医療機関等と連携を図りながら、事後の対処を検討します。
- 災害発生後は、中区との協定「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」に基づき、区の要請に応じて地域活動ホームと連携しながら特別避難場所として開設します。

3. 個人情報保護・人権擁護・虐待及び差別防止・情報公開

- 利用者やその家族及び職員の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。
 - ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
 - ②職員（調理アルバイト含む）については、入職時に当センター規則の「利用者さんの個人情報の保護に関する規則」を周知するとともに、誓約書の締結を義務化しています。
 - ③書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管し、外部持出は厳禁し、止むを得ない事情により外部に持ち出す際は、所属長の許可を得た上で、取扱いには細心の注意を払います。廃棄する場合は、シュレッダーなどにより確実に粉碎します。
 - ④PCによるデータについては、個人情報の含まれるデータはPC内部に保存せず、受付データ等、止むを得ない場合については、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管します。
- 常時ウィルスチェックを励行し、ウィルスソフト等での対処をするとともに、万一情報が漏洩する事態が生じた場合には、法令、マニュアル等に従い適切な処置を取ります。
- 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し、人権に対する擁護に努めます。
- 利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。
- 個人情報保護・人権擁護・障害者虐待防止等に関する研修を全職員に対して年1回以上実施し、周知徹底します。

4. 苦情解決に関する取り扱い

- 苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応するとともに再発防止に努めます。
- 必要に応じて外部委嘱の第三者委員（2名）による苦情解決に努めます。
- 様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。
 - ①利用者アンケート（年1回以上）
 - ②意見箱の設置（常時設置、月1回開封）
 - ③メンバーミーティング（年3回）
 - ④臨時メンバーミーティング（必要に応じてその都度）
- 利用者からの苦情及び要望等については、緊急性が認めら場合は、緊急職員会議にて、緊急性を認められない場合に於いては、原則毎月1回休館日の全体職員会議にて、周知・検討し、利用者への回答については館内掲示やセンター便り、必要に応じて個別に行います。

5. 職員資質の向上・人材育成

- 支援センター業務の特性上、職員対利用者、また職員同士の関係性については、密接かつ重要な要素あるという状況を職員一人ひとりが常に意識しておくことが重要と考えています。
- 職員の資質は直接利用者への支援に影響を及ぼすものと捉え、資質向上、人材育成には特に力を入れ、研修会や講習会等の派遣を必要な職員に、必要な時期に適切に取り入れます。
- 職員が定着しないような事態を避けるための措置を講じるとともに、疲弊や人間関係等によって退職などに陥ることがないように環境や雰囲気作りに努めます。
- 職員の業務上必要な資格習得に向けて、積極的な措置を設けるとともに常に自己研鑽に努めます。
- 職員研修は、外部主催の研修の他、月1回の職員会議の際、タイムリーな研修を取り入れ全職員及び関係支援者等を対象に実施します。
- 具体的な研修・勉強会等
 - ①相談支援に関する研修（相談支援従事者初任者研修、支援センター内部研修、法人内研修）
 - ②基幹相談支援センター研修
 - ③他障害や高齢者支援に関する研修（地域活動ホーム、他障害職員、ケアプラザ等外部講師による外部研修）
 - ④個人情報保護・人権研修・虐待防止に関する研修
 - ⑤法律や各種制度に関する研修
 - ⑥設備管理、衛生管理、危機管理、防災・災害に関する研修
 - ⑦中区障害者団体連絡会及び自立支援協議会、市精連、浜家連等が実施する研修
 - ⑧その他、業務上必要と思われる研修
- 昨年度より、福祉科の大学、養成学校等からの実習が増えており、実習担当指導者のみならず、当センターの全職員が実習に関与することにより、これからの中区福祉人材の育成と職員の指導的資質の向上を図ります。

平成29年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市 中区精神障害者生活支援センター
運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|-------|--------|------------|-----------|------------|--------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立支援アシスタント | |
| 指定管理料 | 65,067 | 49,219 | 5,015 | 10,833 | |
| 合 計 | 65,067 | 49,219 | 5,015 | 10,833 | |

【支出】

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|--------------|--------|------------|-----------|------------|-----------------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立支援アシスタント | |
| 人件費 | 57,575 | 41,673 | 4,626 | 11,276 | |
| 所長 | | | 0 | 0 | 1名 |
| 常勤職員 | | | | | 5名 |
| 非常勤職員 | 15,165 | 10,573 | 1,892 | 2,700 | 4名 |
| アルバイト | 1,246 | 1,246 | 0 | 0 | 週2日勤務 |
| 調理アルバイト | 2,223 | 2,223 | | | 1日2名換算 |
| 嘱託医賃金 | 483 | 483 | | | 月2回 |
| 法定福利費 | 7,138 | 5,182 | 569 | 1,387 | 健保・厚生・労働保険料等 |
| 退職給与引当金 | 122 | 122 | | | |
| 福利厚生費 | 704 | 546 | 66 | 92 | 市社協年金共済掛金 |
| 労務厚生費 | 109 | 71 | 16 | 22 | 職員健康診断・予防接種 |
| 施設管理費 | 3,513 | 3,513 | 0 | 0 | |
| 光熱水費 | 2,221 | 2,221 | | | 電気・ガス・水道 |
| 庁舎管理 | 1,332 | 1,332 | | | 設備管理・警備・清掃他 |
| 修繕積立金 | 200 | 200 | | | |
| 入浴サービス等実費徴収額 | △ 240 | △ 240 | | | 入浴・洗濯・インターネット分 |
| 運営費 | 3,979 | 3,191 | 389 | 399 | |
| 旅 費 | 750 | 460 | 140 | 150 | 職員出張旅費 |
| 消耗品費 | 400 | 400 | 0 | 0 | 事務用品・日用品等・備蓄品 |
| 印刷製本費 | 210 | 130 | 40 | 40 | 印刷・コピー代 |
| 修繕費 | 50 | 50 | 0 | 0 | 小破修理 |
| 通信運搬費 | 730 | 660 | 35 | 35 | 電話料金・切手・振込手数料等 |
| 賃借料 | 778 | 470 | 154 | 154 | 車両・コピー機リース料 |
| 備品等購入費 | 320 | 320 | 0 | 0 | 器具什器 |
| 保険料 | 95 | 95 | 0 | 0 | 施設賠償保険料 |
| 雑費 | 646 | 606 | 20 | 20 | 教養娯楽費・研修費・各種会費等 |
| 本部繰入金 | 0 | | | | |
| 合 計 | 65,067 | 48,377 | 5,015 | 11,675 | |

(公財) 紫雲会 横浜市中区生活支援センター
平成 30 年度 事 業 計 画 書

I. 運営方針

『中区生活支援センター第Ⅱ期計画』としての重点目標（継続）

～地域の多職種や他障害関係機関、高齢者支援機関等がチームを組んで、障害者とその家族及び地域を一つの単位として捉え、地域支援体制を構築する～

- ★ 「有機的なアウトリーチ」（必要な人に必要な人材・チームで）
- ★ 「3 障害一体型の障害者支援」（地域活動ホーム・区・他、様々な機関との密接な連携）
- ★ 「地域ネットワーク」の構築（地域が行う障害者に対する支援体制の中核としての機能）

●平成 30 年度は、中区生活支援センター第Ⅱ期計画の最終年度として、上記重点目標を更に具現化し、当センターが中区という地域の中で障害種別に捉われず、支援ネットワークの中心を担っていきます。上記の 3 つの重点目標は相互に関連しており、地域の関係機関、医療、行政及び家族や地域の身近な支援者との密接な関係性から成り立つものとして発信元となるよう働きかけます。

●中区の地域特性として、様々な環境の中で生活している障害者がいることを踏まえて、その人が住み慣れた地域で安全かつ安心した生活が送れるよう、特性や個々のライフステージに応じた支援を提供できるよう心がけます。その為には、職員の知識や資質の向上を図ることはもとより、必要な連携の強化に重点を置いた運営体制を構築します。

●昨今、相談や依頼等に多く見られるのが、高齢者介護のケアマネジャー・ヘルパー、民生児童委員等、地域からの発信によるものが激増しています。既存の生活支援センターが精神障害に特化した支援を中心に行ってきた支援体制では、限界を感じている機関も少なくないと言えます。

また、多職種、障害に繋がりの薄い方々にとって、生活支援センターが気軽に相談することが出来る機関であるということが周知されてきたと実感しており、重複障害や高齢化問題等、今まで単独の支援機関だけでは苦慮していた事案においても密接な連携を取ることによって、より良い支援体制が望めると考えています。

●従来の生活支援センター事業と国事業である指定相談支援事業の相互関係を密接に図りながら、どの事業においても支援が偏ることなく、利用者個々の生活の安定を図るよう計画的・包括的な運営を展開します。

●来所された利用者の誰もが気軽に職員に相談することができるような職員の確保及び育成と職員相互のチームワークの向上を意識し、職員の欠員による利用者への不利益が生じないよう、常に職員の定着を意識し、どの事業を担当していてもセンター全体のチームとして取り組むこ意識を心がけ、一人の職員に負担が偏らない等、人員体制を常に整え、全職員が同じ気持ちで他職員のカバーが出来るよう環境整備に配慮します。

II. 生活支援センター概要

1. 開館時間・休館日

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

休館日 每月第 4 火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

2. 職員配置

生活支援センター各事業

○センター長 1名

○指導員 10名

資格：精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員、社会福祉主事、介護支援専門員等

各事業にそれぞれ適切に配置

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業「退サポ」（兼任担当職員複数名）
- ・自立生活アシスタント事業（主任アシスタント 1名、他兼任アシスタント複数名）
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）

○その他 嘴託医、調理アルバイト

3. 業務分担

職員の業務分担は、大きく分けて「運営管理」「業務管理」「支援センター事業管理」「他事業管理」「外部会議担当」の 5つの業務管理体制を布いて、それぞれ個々の職員の適性や経験等を考慮し、適切に配置します。各担当は、年度末或は年度の初めに決定します。また、必要に応じて年度途中に於いても変更します。

III. 地域活動支援センター事業

1. 基本相談支援

- 基本相談は、地域活動支援センター業務の第 1 義として捉え、気軽に相談することが出来る環境、雰囲気、職員体制等を整備し、どの様な相談であっても、内容を適切に理解・把握し必要な対応、資源、制度などを駆使して支援に当たります。また、相談者は、当事者本人のみならず、家族、関係支援者、地域の方など広く対象としています。
- 個人情報の保護、人権擁護、障害者虐待防止法等の法律を常に意識・遵守し、利用者、家族、関係機関等の利益を守ることを前提にした相談支援を心がけます。
- 相談の中には、精神障害と他知的障害や身体障害の重複、或いは高齢化の問題等様々な場合があり、医療機関や基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、区福祉保健センター、発達障害者支援センター等との連携を密接に図ることが重要と考えます。また必要に応じて、適切に専門機関に繋げる等の措置を取ります。
 - ①電話相談…電話による相談は、不特定多数の方々で内容や緊急性など様々であることから、極力生活支援センターへの来館、或は訪問による相談を奨励します。また、必要に応じて医療機関、行政、他機関と連携した対応をし、また場合によっては、適切にしかるべき他機関に繋げる等の措置を講じます。
 - ②面接相談…利用者との関係性や精神状態等に十分留意しながら相談者個々のニーズや現在及び将来の日常生活が安全且つ円滑に過ごすことができるよう意識的な対応を行います。また、必要に応じて「個別支援計画」を立て、継続的・重層的な支援を実施します。

③嘱託医相談…医療に関すること、服薬に関すること等の相談を受けます。嘱託医には地域の精神科医師に依頼し、相談内容に関してはその都度センター職員にフィードバックすることとし、必要に応じて嘱託医の意見を交えて支援内容を検討します。

また、相談者の対象は本人及びその家族、関係機関の支援者、地域住民と窓口を広げています。

④出張相談…平成27年度より実施している地域ケアプラザとの協働事業として予防的意味合いを重視した地域ケアプラザの相談室を借用した出張相談を、本年度も引き続き区内全6ヶ所のケアプラザで実施します。更に、障害の理解と支援機関の啓蒙活動として出張相談とセットで、講座やミニ勉強会などを、本人、家族、地域住民、地域の支援者等に広げて実施します。

2. 訪問・同行（アウトリーチ支援）

●中区生活支援センター第Ⅱ期計画の終盤としての「有機的なアウトリーチの強化」に努めます。

単に、継続的な訪問を実施するということだけに捉われず、個々のライフステージを見据えた、本人とその家族や取り巻く環境を一体的に捉えたアウトリーチ（単独ではなく、必要と思われる機関や人材と連携した訪問）を展開します。

●訪問する意味、目的、ゴールを各職員及び利用者が適切に判断し、最終的に「自己決定」ができるようになるとともに自分の力で行動することが出来るようになることを目標に実施します。

- ① 緊急時などにおいて、区福祉保健センター、関係機関等からの訪問・同行依頼に関して、極力対応可能な人員体制を図り、必要に応じて複数体制で対応出来るよう整備します。
- ② 他障害や高齢者支援機関からの同行訪問等の要請や依頼の現状を鑑みて、連携体制の強化と他障害との重複、障害者の高齢化等についての知識や対応方法など身に付けていきます。
- ③ センター内の他事業（地域移行・地域定着支援事業・自立生活アシスタント事業・指定相談支援事業）との連携を十分に生かし、有機的な訪問・同行を実施します。
- ④ 未受診や社会資源に繋がっていない方、引きこもりの方への対応（アウトリーチ）も重要な課題であり、区福祉保健センターや地域からの情報が入手し易い環境や信頼及び関係の強化を図ります。
- ⑤ これまでの信頼や実績と関係性を基に、重点目標である「多職種チームによる家族単位を対象とした支援」の構築に対する基盤を作り、他障害関係機関、区福祉保健センター、高齢者支援機関、地域のインフォーマルな支援者等と密接な連携を図りながらアウトリーチ支援を実施します。

●3機関定例カンファレンス等を通して、地域の訪問が必要な方を掘り起こし、3機関（区役所・基幹相談支援センター・生活支援センター）で連携した訪問を実施します。

3. 日常生活の支援

●フリースペースは、利用の目的を利用者の立場だけではなく、支援者の立場からも認識する必要があると考えており、メンバーミーティング等を通して定期的な検討と改善を実施し、常に意味のあるフリースペースの活用に努めます。

また、新規利用者や女性利用者等が孤立することなくフリースペースを気軽に利用することが出来るよう、職員が意識的に関与するよう心がけます。

●各種サービス提供（夕食サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービス）については、継続して実施します。不特定多数の利用があることから、清潔保持を特に注意して利用者及び職員によってその都度点検を行います。

●移り変わる法律や制度などの情報をいち早く入手し、様々な手段を用いて利用者、家族及び関係機関等に情報を提供します。また区福祉保健センター、関係機関等との定期的な連絡会や会議等に於いて、必要な情報共有及び情報享受、提供を行います。（ホームページ、センター発行誌、館内掲示等）

4. 家族支援

- 家族への支援を、家族自身の負担軽減的な側面と家族が一番の支援者（キーパーソン）という側面の両側面を考慮した重層的支援を実施します。
 - ① 中区地域精神保健家族会「みなと会」の定例会（毎月）へのオブザーバー参加
 - ② 家族会の協力を得て、家族の相談等への同席や「家族による家族への相談会」の検討
 - ③ 訪問相談時や地域ケアプラザとの連携による『出張相談』等において、相談者が家族の場合など、必要に応じて「家族会」の同行訪問の協力依頼
 - ④ 家族のレスパイト目的の利用とレスパイトに関する情報提供
 - ⑤ 区福祉保健センターや地域ケアプラザ等と連携した『家族教室』の検討
 - ⑥ 自立支援協議会へ「家族会」としての参画による活動の拡大

5. 自主事業（イベント・プログラム）

- 自主事業については、センター本来事業である「相談」や「訪問・同行」及び他の事業に影響を及ぼさないよう配慮し、極力、必要最低限に留めた内容・方法を検討して実施します。イベントに関しては、季節が感じられるようなイベントを企画し、普段あまり来所されない利用者も参加し易い内容で実施します。
- 自主事業は、地域の特性などを考慮し、利用者の生活等に有用なものを実行委員会形式で利用者と共に内容などを検討し、企画・実施します。
- 地域向けのイベントは、中区福祉保健センターや地域活動ホーム、及び地域活動支援センター等、各関係機関等との連携の上、イベント等を企画検討し、利用者や家族のみならず地域住民への障害に対する啓蒙・啓発を兼ねて、目的と対象者を地域に広げた事業を実施します。特に、「みはらしポンテ」として全館挙げての『ポンテまつり』は、町内会や近隣の高校からのボランティアの協力を得て、障害者支援拠点としての周知と理解、興味と感心を持つことを目的に、地域の住民や区内の小中学校の生徒達を対象に実施します。
- 利用者の積極性や達成感等を経験することを目的として、開所当初から力を入れてきた「利用者主体のサークル活動」への協力、後方支援を継続して行います。

平成30年度センター自主事業計画案

①年中行事（季節行事）

| 季節 | イベント（案） | 内 容 |
|----|------------|------------------------------|
| 春 | スポーツ大会 | 中区スポーツセンターを利用してのスポーツ |
| 夏 | マリンシャトル乗船会 | 生活教室と合同で、マリンシャトルに乗船し、湾内観光 |
| | 町内夏祭り | 町内自治会の夏祭りイベントへの参加【地域交流】 |
| | 花火鑑賞会 | 館内からの花火鑑賞 |
| 秋 | ポレポレまつり | 区内障害者団体主催のお祭りへの参画【地域交流】 |
| 冬 | 町内餅つき会 | 町内自治会の餅つき会イベントへの参加【地域交流】 |
| | ポンテまつり | 地域活動ホーム合同で地域に向けたお祭りの開催【地域交流】 |

※他、地域活動ホームや中区地域との共催イベント等必要に応じて実施します。

②定例プログラム

| プログラム（案） | 内 容 |
|------------|-----------------------------------|
| 昼食会 | 隔月1回、昼食を提供し、歓談しながら交流を図る |
| たこ焼きパーティ | 隔月1回、たこ焼きを利用者が自分で調理し、食す |
| メンバーミーティング | 支援センターをより利用しやすくする為の利用者主体の話し合い |
| 当事者研究 | 毎月1回開催、当事者のみの勉強会（他法人との共催事業） |
| 映画鑑賞会 | レクリエーションの一環として |
| プラーナヨガ | ボランティア講師によるヨガ教室 |
| 各種自主サークル支援 | 茶話会・音楽・趣味・スポーツ等の利用者自主サークル活動への協力支援 |

※他、メンバーミーティング等にて検討し、必要に応じて実施します。

6. 地域連携・地域交流

- 『中区生活支援センター第Ⅱ期計画』重点目標の一つである「地域ネットワーク」を達成する為の体制作りを継続します。「地域ネットワーク」とは、単に丸投げが出来る関係性を作るということではなく、複数の機関や人材が適切な役割分担をし、一つの支援に関して関わった全ての人が同じ目的の為に計画的に行動することができる体制の構築であると考えます。
- その為には、他障害や高齢者支援機関等を含めた関連機関、医療機関及び区福祉保健センター等との関係性を更に強化し、地域ネットワーク体制の構築の具体化とその中核を担うことを目指します。更に地域のインフォーマルな支援者（児童・民生委員や町内会など）との関係性を強化することも重要になると考えています。
- 地域連携及び地域交流を通して今までの信頼や関係性を更に強化し、「地域ネットワーク」の一環として、目標の具現化の為に当生活支援センターが中核となり、多職種機関を含め、様々な地域支援者等のグループによる「地域ケアチーム」（仮称）の創設の実現を目指します。
- 昨年度より自立支援協議会の分科会として「地域移行分科会」を立ち上げており、生活支援センターや基幹相談支援センターのみならず、様々な機関や支援者と共に連携して、地域として障害者が医療機関や入所施設から地域への安心・安全な移行、地域生活の継続を地域課題として取り組む中核的な支援体制を構築していきます。

《地域連携》

- ① 地域の支援機関、児童・民生委員、各町内会会長などとの日頃の関係性の強化
- ② 定例の各種連絡会や定例会等への参画における連携（他区生活支援センター、区福祉保健センター、中区地域活動ホーム、基幹相談支援センター、東部ユースプラザ等）
- ③ 多職種・他障害機関等との連携（中区障害者団体連絡会事務局、地域ケアプラザ等）
- ④ 自立支援協議会への参画（事務局、精神部会、発達障害部会、計画相談部会等）
- ⑤ 区内精神福祉関連法人との多角的な連携（毎月実施の「当事者研究」の共催等）
- ⑥ 中区ボランティアグループ「かもめサポート」との連携等々

《地域交流》

- ① 地域の夏祭りや餅つき会、及び町内連合会主催の「花いっぱい運動」などの催事等の参加
- ② 町内会等で実施している防災訓練や交通安全協会などへの参加と協力
- ③ 中区地域活動ホームみはらし、中区生活支援センター共催の「ポンテまつり」への地域からの参加・協力要請による地域住民との交流及び障害者施設としての周知

- ④ 中区内障害者支援機関が主催する「ポレポレまつり」の事務局を担い、他障害や他職種との連携・交流を通じ、地域の一般企業や町内会等との協働事業として企画・運営 ……等々

7. 普及・啓発活動

- 普及・啓発活動は、地域連携と連動して、支援センターの重要な事業の一つであると認識しています。平成28年に起きた「相模原障害者施設殺傷事件」などの出来事も関係していると思われますが、新聞やテレビ、インターネット等のメディア報道の影響による障害者に対する偏見・差別は未だに根強く残っていると感じています。その為に多くの障害者が肩身の狭い思いを強いられています。生活支援センターの責務として、啓発活動を通して、精神障害に対する正しい理解と地域社会に於ける偏見や差別を少しでも払拭する為に地道な活動を続けます。
- 地域に一番近いと思われる地域ケアプラザと協働で実施している「出張相談」や地域向け「講座」や「勉強会」等を通して、地域の住民に対して障害に関する理解や協力を得る活動を実施します。更に今年度は、教育関係（小中学校、高校等）の職員、児童生徒、家族等に対する啓蒙・啓発活動の実施を検討します。
- 普及啓発活動は、地域ネットワークを駆使して行うことが望ましいという考え方から、当事者や家族会、ボランティア等のインフォーマルサービスや医療、行政、地域の各支援者等の協力の下、色々な機会に様々な手段、手法を用いて普及啓発に努めます。
- 活動は、支援者からの発信のみに留まらず、地域で生活している当事者、家族などからの発信も視野に入れて、センター利用者や家族会の協力依頼も検討します。

8. ピア活動への取り組み

- ピア活動は、同じ当事者同士の交流等を通して、非常に有用な活動であることを重要視し、計画的な活動を計画します。また、サポートするピアに対しても障害の特性を考慮しながら慎重な対応を心掛けます。
- 今後、生活支援センター連絡会が主体となる「センター連ピア活動グループ」に参画し、当センターのみならず、横浜市全体の支援センターの課題として取り組みます。
- 昨年度より実施のイベントとして、「ナソット」（ピアグループ活動）にも力を入れていきます。

IV. 地域移行・地域定着支援事業（退サポ）

- 本事業は、退院後の受入先が見つからないなど、様々な理由によって社会的入院を余儀なくされている方々への地域生活への移行と退院後の安心した生活を継続するための支援事業として、重要な事業であり、個々の「個別支援計画」の立案とそれに沿った計画的な支援を行うことにより、適切な退院の促進を図ります。
- 退院して地域に移行後の対象者の生活支援を鑑みると、本事業の担当のみが個別に関わるのではなく、センター全職員が将来を見据えて関わりを持って本事業にあたります。
- 本事業に於いては、専門の職員を複数名配置し、ケアマネジメントの手法を駆使するとともに医療機関、行政、地域との密接な連携を図りながら実施します。
- 地域移行後の生活支援を見据えて、自立生活アシスタント事業や指定相談支援事業（計画相談及び地域移行支援事業）等との密接な連携による連動を考慮した支援を実施します。
- 対象者の地域生活に於ける不安や有意な制度、社会資源などの未知による不安などを考慮し、入院中の患者及びへ医療機関スタッフや地域に対する普及啓発活動を実施します。
- 平成28年度より事業化している「基幹相談支援センターの地域移行・地域定着の促進」とも密接に連携し、本事業に対して有意に活動の幅や重さを拡大出来るように取り組みます。

V. 自立生活アシスタント事業

- 本事業に対する有意性と重要性は、本市のみならず、国や他市町村からも認められていることから、当センターに於いても今まで以上に尽力する必要があると考えています。
- 中区の地域特性を鑑みると、単身者や支援者が高齢家族の当事者が多く居住していることから、本事業の対象者が多いと予想されるので、本事業アシスタントのみならず当センター全体の事業として捉えて実施します。
- 主任アシスタント及び兼任のアシスタントには、経験豊富な専門の職員を複数配置し、対象者個々の事情等によって、主担当に男女の種別、また複数担当などを考慮した支援を行います。
- 対象者の特性や環境によっては、本事業ではなく、センター事業の対象の方が良いと思われるケースも実在すると思われるので、センター内で検討した上で適切な支援に繋げます。
- 入院中から地域移行後、本事業に繋げることが適切と判断した場合に於いては、地域移行・地域定着支援事業とも連携した支援活動を行います。また、指定相談支援事業（計画相談・地域定着支援事業）等との連動などを考慮した密接な連携を図ります。
- 本事業の対象者の支援内容や現状等について、定期的に報告、必要に応じてケース検討を実施し、他に繋げる、或は終了等を含めて全職員と検討し、対象者にとってのライフステージを見据えた最良の支援を心がけます。
- 全対象者の「個別支援計画」を作成し、それに沿った計画的・包括的支援を実施します。
- 主任アシスタントをはじめ全アシスタントについては一律に適切な対応がなされるよう、スーパーバイズや研修、外部主催の講習会、勉強会等を通して職員の知識と資質向上を図ります。
- 区内及び区外の事業所アシスタントとの連絡会等を定期的に実施し、個別支援に関する情報共有や困難ケースに対する検討会などによる連携を図ることで最良の支援に繋げます。
- 本事業は、アシスタントのみの支援に留まるものではなく、区福祉保健センターや地域のフォーマル、インフォーマルの支援者の理解と協力が不可欠であると考え、関連して重点目標である「地域ネットワーク」を構築する必要性を感じます。

VII. 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

1. 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- 各相談支援専門員が、等しく計画相談に対する利用者への周知及びケアマネジメントが遂行することが出来るよう研修や勉強会等で研鑽し、知識・技能向上に努めます。
- 計画相談の対象は、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業及び指定一般相談支援事業等からの連動も多く考えられることから、それらの事業との密接な関係を図るとともに、早期の関わりも検討しながら事業を実施します。
- 本事業は、対象者の将来目標や課題などライフステージを見据えて行うものとして捉えることが重要であり、その為には、地域の様々な関連機関、医療機関、行政機関、身近な支援者等、フォーマル、インフォーマル問わず密接な連携を図ります。
- 本事業の主な障害種別を精神障害としているが、場合によっては、精神障害と知的障害や身体障害の重複ということもあり、地域活動ホーム及び基幹相談支援センターとの密接な連携を図りながら事業を実施します。また、高齢者の場合は、包括支援センターとの連携も考慮します。
- 対象者数を増やすこともさることながら、数が増えることより、支援センターの本体業務であるセンターの利用者への個別対応に差が出ることのないよう、計画相談とセンター業務とのバランスを充分に考慮した上で、計画相談対象者一人ひとりの課題やニーズを理解、把握した計画的・包括的個別支援を実施します。
- 引き続き中区地域自立支援協議会の「計画相談部会」への参画による研鑽を行います。

2. 指定一般相談支援事業

- 地域移行支援事業については、地域移行・地域定着支援事業（退サポ）、また基幹相談支援センターの地域移行支援、地域定着支援等との相互の連携を図り、対象者本人にとって、より有意な関係を保ちつつ対象者を増やしていきます。
- 退院が終着点とえることではなく、その後の地域生活が円満に送ることが出来るよう計画相談や自立生活アシスタント事業等、他の事業への移行を様々な関係機関と連携して検討します。
- 地域定着支援事業については、地域で安心して生活を送るために欠かせない事業として捉え、緊急時対応の為の体制整備を行い、自立生活アシスタント事業と相互の連携を図りながら実施します。
- より良い支援を提供するためには、相談支援専門員のみならずセンター全体の事業として捉え、他事業の職員への情報共有を図るとともに、緊急時等、担当相談支援専門員が不在な場合でも適切な支援が行えるよう職員ミーティングや申し送り、職員全体会議等により、共有・検討を図ります。

VIII. その他の関連事項

1. 保守管理・衛生管理

- 生活支援センターは、不特定多数の方々が利用することもあり、保守管理及び衛生管理に関して全職員が日常的に危機意識を持って業務にあたることを基本とします。
- 予防策として定期的に研修やミーティングを実施し、万一、異常が発生した場合には、職員間で緊急会議を開き、検討した上、改善及び再発防止に努めます。
- 具体策《保守管理》
 - ①出勤時の館内外の点検及び閉館時の点検として『閉館・夜間巡回マニュアル』を基に点検の実施』
 - ②毎月1回、管理者等による『自主点検』の実施
 - ③年1回、指定管理者施設義務として実施する『公共建築簡易点検』及び『建築法第12条点検』
 - ④地域活動ホームとの協定による専門委託業者による保守点検
- 具体策《衛生管理》（地域の特性を鑑み、衛生管理は特に意識）
 - ①専門業者による定期清掃は年4回清掃業者による定期清掃
 - ②毎朝、職員によるフリースペースや静養室、廊下、階段、トイレ等の日常清掃
 - ③月1回休館日の布団洗濯、食器類や調理器具の漂白、消毒等
 - ④職員の日々の業務の一環として、特に調理室、浴室、洗濯場の衛生管理を徹底

2. 安全管理・危機管理

- 各地で甚大な被害をもたらす災害が起こっている昨今、横浜市に於いても同じような災害がいつ発生するか分からぬ状況であることを、常に意識して業務にあたります。
- 当センターが6年目に入り、全職員の安全管理・危機管理の意識が希薄になる可能性を危惧し、定期的な研修や講習等を実施することにより、意識付けの再認識を行います。
- 利用者、家族、職員等の日常の健康状態や個々の特性を把握し、日常と異なる言動、行動や不穏状態などを敏感に察知し、迅速な対応を心がけます。
- 万一、突発的な事故・事件が発生した際には、当センター設置の「安全管理・緊急対応マニュアル」に従って、迅速かつ適切な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。
- 地域活動ホームみはらしに設置してある「AED」について、万一に備えて全職員が使えることが出来るように、消防署員による定期的な訓練を実施します。
- 各種マニュアルを整備し、全職員が周知するとともに必要な備品及び飲料水、食料、毛布、非常用排便収納袋等の備蓄品を整備します。
- 定期的（年複数回）に地域活動ホームと合同実施の避難訓練、防災訓練、消火器訓練等の研修や講習会及び災害用備品、備蓄品の確認等で研鑽します。

- 万一の災害時に於いては、適切に情報収集を行い、人命を第1優先に考えた行動を取るとともに各関係機関、行政、医療機関等と連携を図りながら、事後の対処を検討します。
- 災害発生後は、中区との協定「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」に基づき、区の要請に応じて地域活動ホームと連携しながら特別避難場所として開設します。
- 他、「緊急連絡網」にて、当センター職員、法人本部、健康福祉局への報告と指示の徹底

《安全管理・危機管理関連マニュアルの整備》

- ・「安全管理・緊急対応マニュアル」
- ・「ヒヤリ・ハット報告マニュアル」
- ・「障害者虐待防止マニュアル」
- ・「自殺企図対応マニュアル」
- ・「特別避難場所開設マニュアル」

3. 個人情報保護・人権擁護・虐待及び差別防止・情報公開

- 個人情報保護は平成29年5月末に法改正がなされ、今まで以上に意識を高め、契約等の際には本人の同意を得ることを必須とします。
- 利用者やその家族及び職員の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。
 - ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
 - ②職員（調理アルバイト含む）については、入職時に当センター規則の「利用者さんの個人情報の保護に関する規則」を周知するとともに、誓約書の締結を義務化しています。
 - ③書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管し、外部持出は厳禁し、止むを得ない事情により外部に持ち出す際は、所属長の許可を得た上で、取扱いには細心の注意を払います。廃棄する場合は、シュレッダーなどにより確実に粉碎します。
 - ④PCによるデータについては、個人情報の含まれるデータはPC内部に保存せず、受付データ等、止むを得ない場合については、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管します。
- 常時ウィルスチェックを励行し、ウィルスソフト等での対処をするとともに、万一情報が漏洩する事態が生じた場合には、法令、マニュアル等に従い適切な処置を取ります。
- 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し、人権に対する擁護に努めます。
- 利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。
- 個人情報保護・人権擁護・障害者虐待防止等に関する研修を全職員に対して年1回以上実施し、周知徹底します。

4. 苦情解決に関する取り扱い

- 苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応するとともに再発防止に努めます。
- 必要に応じて外部委嘱の第三者委員（2名）による苦情解決に努めます。
- 様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。
 - ①利用者アンケート（年1回以上）
 - ②意見箱の設置（常時設置、月1回開封）
 - ③メンバーミーティング（年3回）
 - ④臨時メンバーミーティング（必要に応じてその都度）
- 利用者からの苦情及び要望等については、緊急性が認められた場合は、緊急職員会議にて、緊急性を認められない場合に於いては、原則毎月1回休館日の全体職員会議にて、周知・検討し、利用者への回答については館内掲示やセンター便り、必要に応じて個別に行います。

5. 職員資質の向上・人材育成

- 支援センター業務の特性上、職員対利用者、また職員同士の関係性については、密接かつ重要な要素があるという状況を職員一人ひとりが常に意識しておくことが重要と考えています。
- 職員の資質は直接利用者への支援に影響を及ぼすものと捉え、資質向上、人材育成には特に力を入れ、研修会や講習会等の派遣を必要な職員に、必要な時期に適切に取り入れます。
- 職員が定着しないような事態を避けるための措置を講じるとともに、疲弊や人間関係等によって退職などに陥ることがないように環境や雰囲気作りに努めます。
- 職員の業務上必要な資格習得に向けて、積極的な措置を設けるとともに常に自己研鑽に努めます。
- 職員研修は、外部主催の研修の他、月1回の職員会議の際、タイムリーな研修を取り入れ全職員及び関係支援者等を対象に実施します。
- 具体的な研修・勉強会等
 - ①相談支援に関する研修（相談支援従事者初任者研修、支援センター内部研修、法人内研修）
 - ②基幹相談支援センター研修
 - ③他障害や高齢者支援に関する研修（地域活動ホーム、他障害職員、ケアプラザ等外部講師による外部研修）
 - ④個人情報保護・人権研修・虐待防止に関する研修
 - ⑤法律や各種制度に関する研修
 - ⑥設備管理、衛生管理、危機管理、防災・災害に関する研修
 - ⑦中区障害者団体連絡会及び自立支援協議会、市精連、浜家連等が実施する研修
 - ⑧その他、業務上必要と思われる研修
- 昨今、福祉科の大学、養成学校等からの実習が増えており、実習担当指導者のみならず、当センターの全職員が実習に関与することにより、これからの中区福祉人材の育成と職員の指導的資質の向上を図ります。

平成30年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市中区精神障害者生活支援センター
運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|-------|--------|------------|-----------|------------|--------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立生活アシスタント | |
| 指定管理料 | 66,933 | 50,245 | 4,911 | 11,777 | |
| 合 計 | 66,933 | 50,245 | 4,911 | 11,777 | |

【支出】

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|--------------|--------|------------|-----------|------------|-----------------|
| | 計 | 生活支援センター運営 | 地域移行・地域定着 | 自立生活アシスタント | |
| 人件費 | 59,814 | 43,876 | 4,511 | 11,427 | |
| 所長 | | | 0 | 0 | 1名 |
| 常勤職員 | | | | | 5名 |
| 非常勤職員 | 15,366 | 8,764 | 3,886 | 2,716 | 4名(週5日勤務) |
| アルバイト | 1,382 | 1,382 | 0 | 0 | 週3日勤務 |
| 調理アルバイト | 2,223 | 2,223 | | | 1日2名×353日 |
| 嘱託医賃金 | 483 | 483 | | | 月2回 |
| 法定福利費 | 7,320 | 5,365 | 558 | 1,397 | 健保・厚生・労働保険料等 |
| 退職給与引当金 | 301 | 301 | | | 退職金積立金 |
| 福利厚生費 | 789 | 583 | 52 | 154 | 市社協年金共済掛金 |
| 労務厚生費 | 100 | 65 | 15 | 20 | 職員健康診断・予防接種 |
| 施設管理費 | 3,384 | 3,384 | 0 | 0 | |
| 光熱水費 | 2,100 | 2,100 | | | 電気・ガス・水道 |
| 庁舎管理 | 1,294 | 1,294 | | | 設備管理・警備・清掃他 |
| 修繕積立金 | 200 | 200 | | | 修繕積立金 |
| 入浴サービス等実費徴収額 | △ 210 | △ 210 | | | 入浴・洗濯・インターネット分 |
| 運営費 | 3,735 | 3,055 | 340 | 340 | |
| 旅 費 | 950 | 650 | 150 | 150 | 職員出張旅費 |
| 消耗品費 | 430 | 430 | 0 | 0 | 事務用品・日用品等・備蓄品 |
| 印刷製本費 | 210 | 130 | 40 | 40 | 印刷・コピー代 |
| 修繕費 | 50 | 50 | 0 | 0 | 小破修理 |
| 通信運搬費 | 840 | 760 | 40 | 40 | 電話料金・切手・振込手数料等 |
| 賃借料 | 451 | 271 | 90 | 90 | 車両・コピー機再契約 |
| 備品等購入費 | 150 | 150 | 0 | 0 | 器具什器 |
| 保険料 | 95 | 95 | 0 | 0 | 施設賠償保険料 |
| 雑費 | 559 | 519 | 20 | 20 | 教養娯楽費・研修費・各種会費等 |
| 本部繰入金 | 0 | | | | |
| 合 計 | 66,933 | 50,315 | 4,851 | 11,767 | |

(公財) 紫雲会 横浜市中区生活支援センター
平成31年度 事業計画書

I. 運営方針

『中区生活支援センター中期計画』（4年目～7年目）としての重点目標（継続）

～地域の多職種や他障害関係機関、高齢者支援機関等がチームを組んで、障害者とその家族及び地域を一つの単位として捉え、地域支援体制を構築する～

- ★ 「有機的なアウトリーチ」（必要な人に必要な人材・チームで）
- ★ 「3障害一体型の障害者支援」（地域活動ホーム・区・他、様々な機関との密接な連携）
- ★ 「地域ネットワーク」の構築（地域が行う障害者に対する支援体制の中核としての機能）

●平成31年度も引き続き、中区生活支援センター中期計画の最終年度として、上記重点目標を実現すると共に本来の業務である地域活動支援センター事業、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業、指定相談支援事業の充実・強化を図ります。

●今年度より受託する「自立生活援助事業」においても、現行の自立生活アシスタント事業との密接な関係を鑑みながら、利用者が地域で安心且つ安全に地域生活が送れるよう充実させていきます。

●「有機的なアウトリーチ」として、精神福祉のみならず他障害や高齢分野の関係機関や医療機関、更には地域インフォーマルな方々とも連携したアウトリーチができる関係の構築を目指します。

●28年度より基幹相談支援センター・区役所との定例カンファレンス等を通して、他障害との重複や地域から挙がってきた課題等に柔軟に対応すべく、連携を図ります。

また、この3機関のみならず、必要に応じて様々な機関との連携の体制を構築します。

●地域ネットワークの構築を実現させる為に今までに培ってきた地域や関係機関とのネットワークを更に充実させ、具体的な形として中区障害者支援拠点の構築を目指します。

その為には、町内会、児童・民生委員、近隣住民等との連携、協力が不可欠であることから、普及啓発活動も含めて、引き続き更なる地域交流、地域連携を強化します。

●中区の地域特性を踏まえて、特に寿地区へのアプローチを強化し、寿福祉プラザやはまかぜ、中区社会福祉協議会、寿地区近隣の就労継続支援事業所、作業所等との連携を図ります。

●職員の入れ替わりは利用者に直結する大きな事柄としてとらえ、職員の人材確保と人材育成に力を入れると共に、どの職員においても一律に同じ支援が提供されるよう、職場内の環境を整備し、誰もが長く定着できる職場作りを意識します。また、個々の知識、技能、感性等の向上を常に意識するための研修や講習、ベテラン職員によりスーパーバイズなどを実施します。

II. 生活支援センター概要

1. 開館時間・休館日

※今後、機能標準化による変更の可能性あり

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 每月第4火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

2. 職員配置

生活支援センター各事業

○センター長 1名

○指導員 10名（無休化対応アルバイト含む）

資格：精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員、サービス管理責任者、介護支援専門員等

○事業担当

各事業にそれぞれ適切に配置

- ・地域活動支援センター事業
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業「退サポ」（兼任担当職員複数名）
- ・自立生活アシスタント事業（主任アシスタント1名、他兼任アシスタント複数名）
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）
- ・自立生活援助事業

○その他の嘱託医、調理アルバイト

3. 業務分担

職員の業務分担は、大きく分けて「運営管理」「業務管理」「支援センター事業管理」「他事業管理」「外部会議担当」の5つの業務管理体制を置いて、それぞれ個々の職員の適性や経験等を考慮し、適切に配置します。各担当は、年度末或は年度の初めに決定します。また、必要に応じて年度途中に於いても変更します。

III. 地域活動支援センター事業

1. 基本相談支援

●基本相談は、地域活動支援センター業務（1次相談支援事業所）の第1義として捉え、気軽に相談することが出来る環境、雰囲気、職員体制等を整備し、どの様な相談であっても、内容を適切に理解・把握し必要な対応、資源、制度などを駆使して支援に当たります。また、相談者は、当事者本人のみならず、家族、関係支援者、地域の方など広く対象としています。

●個人情報の保護、人権擁護、障害者虐待防止法等の法律を常に意識・遵守し、利用者、家族、関係機関等の利益を守ることを前提にした相談支援を心がけます。

●相談の中には、精神障害と他知的障害や身体障害の重複、或いは高齢化の問題等様々な場合があり、医療機関や基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、区福祉保健センター、発達障害者支援センター等との連携を密接に図ることが重要と考えます。また必要に応じて、適切に専門機関に繋げる等の措置を取ります。

①電話相談…電話による相談は、不特定多数の方々で内容や緊急性など様々であることから、未登録者については、登録することを奨励し、極力生活支援センターへの来館、或は訪問による相談を奨励します。また、必要に応じて医療機関、行政、他機関との密接な連携したでの対応を意識し、また場合によっては、適切にしかるべき機関に繋げる等の措置を講じます。

②面接相談…利用者との関係性や精神状態等に十分留意しながら相談者個々のニーズや現在及び将来の日常生活が安全且つ円滑に過ごすことができるよう意識的な対応を行います。また、必要に応じて「個別支援計画」を立て、継続的・重層的な支援を実施します。

③嘱託医相談…医療に関する事、服薬に関する事等の相談を受けます。嘱託医には地域の精神科医師に依頼し、相談内容に関してはその都度センター職員にフィードバックすることとし、必要に応じて嘱託医の意見を交えて支援内容を検討します。

また、相談者の対象は本人及びその家族、関係機関の支援者、地域住民と窓口を広げています。

④出張相談…地域ケアプラザとの協働事業として予防的意味合いを重視した地域ケアプラザの相談室を借用した出張相談を、本年度も引き続き区内全6ヶ所のケアプラザで実施します。

特に、昨今地域の支援者（児童・民生委員）や町内会から地域ケアプラザへ精神障害に絡んだ相談や依頼から当センターへ繋がるケースが激増しており、出張相談は有意に働くと考えています。

また、障害の理解と支援機関の啓蒙活動として出張相談とセットで、講座やミニ勉強会などを、本人、家族、地域住民、地域の支援者等に広げて実施します。

2. 訪問・同行（アウトリーチ支援）

- 中区生活支援センター中期計画の終盤としての「有機的なアウトリーチの強化」に努めます。
単に、継続的な訪問を実施するということだけに捉われず、個々のライフステージを見据えた、本人とその家族や取り巻く環境を一体的に捉えたアウトリーチ（単独ではなく、必要と思われる機関や人材と連携した訪問）を展開します。
- 訪問する意味、目的、ゴールを各職員及び利用者が適切に判断し、最終的に「自己決定」ができるようになるとともに自分の力で行動することが出来るようになることを目標に実施します。
 - ①緊急時などにおいて、区福祉保健センター、関係機関及び地域の支援者や住民等からの訪問・同行の依頼に関して、極力対応可能な人員体制を図り、必要に応じて複数体制で対応出来るよう整備します。
 - ②他障害や高齢者支援機関からの同行訪問等の要請や依頼の現状を鑑みて、連携体制の強化と他障害との重複、障害者の高齢化等についての知識や対応方法など身に付けていきます。
 - ③センター内の他事業（地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業）、国の事業（指定特定（一般）相談支援事業・自立生活援助事業）との連携を十分に生かし、有機的な訪問・同行を実施します。
 - ④必要に応じて嘱託医や家族会、また地域ケアプラザ等に協力を依頼し、支援センターの訪問に同行してもらう等、重層的な訪問活動を実施します。
 - ⑤医療機関や行政、社会資源に繋がっていない方、引きこもりの方への対応（アウトリーチ）も重要な課題であり、区福祉保健センターや地域からの情報が入手し易い環境や信頼及び関係の強化を図ります。
 - ⑥これまでの信頼や実績と関係性を基に、重点目標である「多職種チームによる家族単位を対象とした支援」の構築に対する基盤を作り、他障害関係機関、区福祉保健センター、高齢者支援機関、地域のインフォーマルな支援者等と密接な連携を図りながらアウトリーチ支援を実施します。
- 3機関定例カンファレンス等を通して、地域の訪問が必要な方を掘り起こし、3機関（区役所・基幹相談支援センター・生活支援センター）で連携した訪問を実施します。

3. 日常生活の支援

- フリースペースは、利用の目的を利用者の立場だけではなく、支援者の立場からも、その必要性を認識する必要があると考えており、メンバーミーティング等を通して定期的な検討と改善を実施し、常に意味のあるフリースペースの活用に努めます。
また、新規利用者や女性利用者等が孤立することなくフリースペースを気軽に利用することが出来るよう、職員が意識的に関与するよう心がけます。
- 各種サービス提供（夕食サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービス）については、継続して実施します。不特定多数の利用があることから、清潔保持を特に注意して利用者及び職員によってその都度点検を行います。
- 移り変わる法律や制度などの情報をいち早く入手し、様々な手段を用いて利用者、家族及び関係機関等に情報を提供します。また区福祉保健センター、関係機関等との定期的な連絡会や会議等に於いて、必要な情報共有及び情報享受、提供を行います。（ホームページ、センター発行誌、館内掲示等）
- 当館合築施設に地域活動ホームがある利点を生かし、当センターと地域活動ホーム及び基幹相談支援センターの両施設を利用している方々（知的障害や身体障害、発達障害等の重複、地域活動ホームのショートステイの利用者等）に対する支援として、両施設が更により良い連携体制を図っていきます。

4. 家族支援

●家族への支援を、家族自身の負担軽減的な側面と家族が一番の支援者（キーパーソン）という側面の両側面を考慮した重層的支援を実施します。

- ① 中区地域精神保健家族会「みなと会」の定例会（毎月）へのオブザーバー参加
- ② 家族会の協力を得て、家族の相談等への同席や「家族による家族への相談会」の検討
- ③ 訪問相談時や地域ケアプラザとの連携による『出張相談』等において、相談者が家族の場合など、必要に応じて「家族会」の同行訪問の協力依頼
- ④ 家族のレスパイト目的の利用とレスパイトに関する情報提供
- ⑤ 区福祉保健センターや地域ケアプラザ等と連携した『家族教室』の検討
- ⑥ 自立支援協議会へ「家族会」としての参画による活動の拡大

5. 自主事業（イベント・プログラム）

●自主事業については、センター本来事業である「相談」や「訪問・同行」及び他の事業に影響を及ぼさないよう配慮し、極力、必要最低限に留めた内容・方法を検討して実施します。

イベントに関しては、季節が感じられるようなイベントを企画し、普段あまり来所されない利用者も参加し易い内容で実施します。

●自主事業は、地域の特性などを考慮し、利用者の生活等に有用なものを実行委員会形式で利用者と共に内容などを検討し、企画・実施します。

●地域向けのイベントは、中区福祉保健センターや地域活動ホーム、及び地域活動支援センター等、各関係機関等との連携の上、イベント等を企画検討し、利用者や家族のみならず地域住民への障害に対する啓蒙・啓発を兼ねて、目的と対象者を地域に広げた事業を実施します。

特に、「みはらしポンテ」として全館挙げての『ポンテまつり』は、町内会や近隣の高校からのボランティアの協力を得て、障害者支援拠点としての周知と理解、興味と感心を持つことを目的に、関係機関のみならず、地域の住民や区内の小中学校の生徒達を対象に実施します。

●利用者の積極性や達成感等を経験することを目的として、開所当初から力を入れてきた「利用者主体のサークル活動」への協力、後方支援を継続して行います。

平成31年度センター自主事業計画案

①年中行事（季節行事）

| 季節 | イベント（案） | 内 容 |
|----|------------|------------------------------|
| 春 | スポーツ大会 | 中区スポーツセンターを利用してのスポーツ |
| 夏 | マリンシャトル乗船会 | 生活教室と合同で、マリンシャトルに乗船し、湾内観光 |
| | 町内夏祭り | 町内自治会の夏祭りイベントへの参加【地域交流】 |
| | 花火鑑賞会 | 館内からの花火鑑賞 |
| 秋 | ポンテまつり | 地域活動ホーム合同で地域に向けたお祭りの開催【地域交流】 |
| | ポレポレまつり | 区内障害者団体主催のお祭りへの参画【地域交流】 |
| 冬 | 町内餅つき会 | 町内自治会の餅つき会イベントへの参加【地域交流】 |

※他、地域活動ホームや中区地域との共催イベント等必要に応じて実施します。

②定例プログラム

| プログラム（案） | 内 容 |
|------------|-----------------------------------|
| 昼食会 | 隔月1回、昼食を提供し、歓談しながら交流を図る |
| たこ焼きパーティ | 隔月1回、たこ焼きを利用者と共に調理し、食す |
| メンバーミーティング | 支援センターをより利用しやすくする為の利用者主体の話し合い |
| 就労ミーティング | 就労している方、就労を目指している方達による話し合い |
| 当事者研究 | 毎月1回開催、当事者のみの勉強会（他法人との共催事業） |
| ナソット | ピア活動の一環としてのイベント開催 |
| すみれカフェ | ボランティアグループ（かもめサポート）主催のサロン |
| プラーナヨガ | ボランティア講師によるヨガ教室 |
| 各種自主サークル支援 | 茶話会・音楽・趣味・スポーツ等の利用者自主サークル活動への協力支援 |

※他、メンバーミーティング等にて検討し、必要に応じて実施します。

6. 地域連携・地域交流

- 『中区生活支援センター中期計画』重点目標の一つである「地域ネットワーク」を達成する為の体制作りを継続します。様々な他分野の機関や人材が適切な役割分担をし、一つの支援に関して関わった全ての人が同じ目的の為に計画的・重層的に行動することができる体制の構築が必要と考えます。
- その為には、他障害や高齢者支援機関等を含めた関連機関、医療機関及び区福祉保健センター等との関係性を更に強化し、地域ネットワーク体制の構築の具体化とその中核を担うことを目指します。更に地域のインフォーマルな支援者（児童・民生委員や町内会など）との関係性を強化することも重要になると考えています。
- 地域連携及び地域交流を通して今までの信頼や関係性を更に強化し、「地域ネットワーク」の一環として、目標の具現化の為に当生活支援センターが中核となり、多職種機関を含め、様々な地域支援者等のグループによる「地域ケアチーム」（仮称）の創設の実現を目指します。
- 自立支援協議会の「地域移行分科会」において、生活支援センターや基幹相談支援センターのみならず、様々な機関や支援者と共に連携して、地域として障害者が医療機関や入所施設から地域への安心・安全な移行、地域生活の継続を地域課題として取り組む中核的な支援体制を構築していきます。

《地域連携》

- ① 地域の支援機関、児童・民生委員、各町内会会長などとの日頃の関係性の強化
- ② 定例の各種連絡会や定例会等への参画における連携（他区生活支援センター、区福祉保健センター、中区地域活動ホーム、基幹相談支援センター、東部ユースプラザ等）
- ③ 多職種・他障害機関等との連携（中区障害者団体連絡会事務局、地域ケアプラザ等）
- ④ 自立支援協議会への参画（事務局、精神部会、発達障害部会、計画相談部会等）
- ⑤ 区内精神福祉関連法人との多角的な連携（毎月実施の「当事者研究」の共催等）
- ⑥ 中区ボランティアグループ「かもめサポート」との連携等々

《地域交流》

- ① 地域の夏祭りや餅つき会、及び町内連合会主催の「花いっぱい運動」などの催事等の参加
- ② 町内会等で実施している防災訓練や交通安全協会などへの参加と協力
- ③ 中区地域活動ホームみはらし、中区生活支援センター共催の「ポンテまつり」への地域からの参加・協力要請による地域住民との交流及び障害者施設としての周知
- ④ 中区内障害者支援機関が主催する「ポレポレまつり」の事務局を担い、他障害や他職種との連携・交流を通し、地域の一般企業や町内会等との協働事業として企画・運営等々

7. 普及・啓発活動

- 普及・啓発活動は、地域連携と連動して、支援センターの重要な事業の一つであると認識しています。新聞やテレビ、インターネット等のメディア報道の影響による障害者に対する偏見・差別は未だに根強く残っていると感じています。その為に多くの障害者が肩身の狭い思いを強いられています。生活支援センターの責務として、啓発活動を通して、精神障害に対する正しい理解と地域社会に於ける偏見や差別を少しでも払拭する為に地道な活動を続けます。
- 地域に一番近いと思われる地域ケアプラザと共に実施している「出張相談」や地域向け「講座」や「勉強会」等を通して、地域の住民に対して障害に関する理解や協力を得る活動を実施します。更に今年度は、教育関係（小中学校、高校等）の職員、児童生徒、家族等に対する啓蒙・啓発活動の実施を検討します。
- 普及啓発活動は、地域ネットワークを駆使して行うことが望ましいという考え方から、当事者や家族会、ボランティア等のインフォーマルサービスや医療、行政、地域の各支援者等の協力の下、色々な機会に様々な手段、手法を用いて普及啓発に努めます。
- 活動は、支援者からの発信のみに留まらず、地域で生活している当事者、家族などからの発信も視野に入れて、センター利用者や家族会の協力依頼も検討します。

8. ピア活動への取り組み

- ピア活動は、同じ当事者同士の交流等を通して、非常に有用な活動であることを重要視し、計画的な活動を計画します。また、サポートするピアに対しても障害の特性を考慮しながら慎重な対応を心掛けます。
- 今後、生活支援センター連絡会が主体となる「センター連ピア活動グループ」に参画し、当センターのみならず、横浜市全体の支援センターの課題として取り組みます。
- 他区の関係機関によるピアグループと協働して実施のイベントとして、「ナソット」（ピアグループ活動）にも力を入れていきます。

9. ボランティアとの連携

- 中区ボランティアグループ（かもめサポート）との協働によるイベント等を通して、当事者及びその家族、関係機関等とボランティアを繋げていきます。

IV. 地域移行・地域定着支援事業（退サポ）

- 本事業は、退院後の受入先が見つからないなど、様々な理由によって社会的入院を余儀なくされている方々への地域生活への移行と退院後の安心した生活を継続するための支援事業として、重要な事業であり、個々の「個別支援計画」の立案とそれに沿った計画的な支援を行うことにより、適切な退院の促進を図ります。
- 退院して地域に移行後の対象者の生活支援を鑑みると、本事業の担当のみが個別に関わるのではなく、センター全職員が将来を見据えて関わりを持って本事業にあたります。
- 本事業に於いては、専門の職員を複数名配置し、ケアマネジメントの手法を駆使するとともに医療機関、行政、地域との密接な連携を図りながら実施します。
- 地域移行後の生活支援を見据えて、自立生活アシスタント事業や指定相談支援事業（計画相談及び地域移行支援事業）、自立生活援助事業等との密接な連携による連動を考慮した支援を実施します。
- 対象者の地域生活に於ける不安や有意な制度、社会資源などの未知による不安などを考慮し、入院中の患者及びへ医療機関スタッフや地域に対する普及啓発活動を実施します。
- 平成28年度より事業化している「基幹相談支援センターの地域移行・地域定着の促進」とも密接に連携し、本事業に対して有意に活動の幅や重さを拡大出来るように取り組みます。

V. 自立生活アシスタント事業

- 新規受託事業の『自立生活援助事業』との関連を有意に進める共に、本事業のメリットを十分考慮し、利用者の意向を優先した事業展開を行います。
- 中区の地域特性を鑑みると、単身者や支援者が高齢家族の当事者が多く居住していることから、本事業の対象者が多いと予想されるので、本事業アシスタントのみならず当センター全体の事業として捉えて実施します。
- 主任アシスタント及び兼任のアシスタントには、経験豊富な専門の職員を複数配置し、対象者個々の事情等によって、主担当に男女の種別、また複数担当などを考慮した支援を行います。
- 対象者の特性や環境によっては、本事業ではなく、センター事業の対象の方が良いと思われるケースも実在すると思われる所以、センター内で検討した上で適切な支援に繋げます。
- 入院中から地域移行後、本事業に繋げることが適切と判断した場合に於いては、地域移行・地域定着支援事業とも連携した支援活動を行います。また、指定相談支援事業（計画相談・地域定着支援事業）等との連動などを考慮した密接な連携を図ります。
- 本事業の対象者の支援内容や現状等について、定期的に報告、必要に応じてケース検討を実施し、他に繋げる、或は終了等を含めて全職員と検討し、対象者にとってのライフステージを見据えた最良の支援を心がけます。
- 全対象者の「個別支援計画」を作成し、それに沿った計画的・包括的支援を実施します。
- 主任アシスタントをはじめ全アシスタントについては一律に適切な対応がなされるよう、スーパーバイズや研修、外部主催の講習会、勉強会等を通して職員の知識と資質向上を図ります。
- 区内及び区外の事業所アシスタントとの連絡会等を定期的に実施し、個別支援に関する情報共有や困難ケースに対する検討会などによる連携を図ることで最良の支援に繋げます。
- 本事業は、アシスタントのみの支援に留まるものではなく、区福祉保健センターや地域のフォーマル、インフォーマルの支援者の理解と協力が不可欠であると考え、関連して重点目標である「地域ネットワーク」を構築する必要性を感じます。

VII. 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・自立生活援助事業

1. 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- 各相談支援専門員が、等しく計画相談に対する利用者への周知及びケアマネジメントが遂行することが出来るよう研修や勉強会等で研鑽し、知識・技能向上に努めます。
- 計画相談の対象は、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業及び指定一般相談支援事業等からの連動も多く考えられることから、それらの事業との密接な関係を図るとともに、早期の関わりも検討しながら事業を実施します。
- 本事業は、対象者の将来目標や課題などライフステージを見据えて行うものとして捉えることが重要であり、その為には、地域の様々な関連機関、医療機関、行政機関、身近な支援者等、フォーマル、インフォーマル問わず密接な連携を図ります。
- 本事業の主な障害種別を精神障害としているが、場合によっては、精神障害と知的障害や身体障害の重複ということもあり、地域活動ホーム及び基幹相談支援センターとの密接な連携を図りながら事業を実施します。また、高齢者の場合は、包括支援センターとの連携も考慮します。
- 対象者数を増やすこともさることながら、数が増えることより、支援センターの本体業務であるセンターの利用者への個別対応に差が出ることのないよう、計画相談とセンター業務とのバランスを充分に考慮した上で、計画相談対象者一人ひとりの課題やニーズを理解、把握した計画的・包括的個別支援を実施します。
- 引き続き中区地域自立支援協議会の「計画相談部会」への参画による研鑽を行います。

2. 指定一般相談支援事業

- 地域移行支援事業については、地域移行・地域定着支援事業（退サポ）、また基幹相談支援センターの地域移行支援、地域定着支援等との相互の連携を図り、対象者本人にとって、より有意な関係を保ちつつ対象者を増やしていきます。
- 退院が終着点と考えることではなく、その後の地域生活が円満に送ることが出来るよう計画相談や自立生活アシスタント事業等、他の事業への移行を様々な関係機関と連携して検討します。
- 地域定着支援事業については、地域で安心して生活を送るために欠かせない事業として捉え、緊急時対応の為の体制整備を行い、自立生活アシスタント事業と相互の連携を図りながら実施します。
- より良い支援を提供するためには、相談支援専門員のみならずセンター全体の事業として捉え、他事業の職員への情報共有を図るとともに、緊急時等、担当相談支援専門員が不在な場合でも適切な支援が行えるよう職員ミーティングや申し送り、職員全体会議等により、共有・検討を図ります。

3. 指定自立生活援助事業

- 今年度より受託する「指定自立生活援助事業」は、既存の自立生活アシスタント事業との関連を十分考慮したうえで慎重に進めていきます。両事業のメリット・デメリットを鑑み、利用者の将来を見据えて事業展開を図ります。
- 本事業をスタートの初年度であるので、実施後、定期的に、様々な観点から振り返りを行い、利用者や支援者への影響などを検討し、今後の事業展開に繋げていきます。

VIII. その他の関連事項

1. 保守管理・衛生管理

- 生活支援センターは、不特定多数の方々が利用することもあり、保守管理及び衛生管理に関して全職員が日常的に危機意識を持って業務にあたることを基本とします。
- 予防策として定期的に研修やミーティングを実施し、万一、異常が発生した場合には、職員間で緊急会議を開き、検討した上、改善及び再発防止に努めます。
- 具体策《保守管理》
 - ①出勤時の館内外の点検及び閉館時の点検として『閉館・夜間巡回マニュアル』を基に点検の実施』
 - ②毎月1回、管理者等による『自主点検』の実施
 - ③年1回、指定管理者施設義務として実施する『公共建築簡易点検』及び『建築法第12条点検』
 - ④地域活動ホームとの協定による専門委託業者による保守点検
- 具体策《衛生管理》（地域の特性を鑑み、衛生管理は特に意識）
 - ①専門業者による定期清掃は年4回清掃業者による定期清掃
 - ②毎朝、職員によるフリースペースや静養室、廊下、階段、トイレ等の日常清掃
 - ③月1回休館日の布団洗濯、食器類や調理器具の漂白、消毒等
 - ④職員の日々の業務の一環として、特に調理室、浴室、洗濯場の衛生管理を徹底

2. 安全管理・危機管理

- 各地で甚大な被害をもたらす災害が起こっている昨今、横浜市に於いても同じような災害がいつ発生するか分からぬ状況であることを、常に意識して業務にあたります。
- 当センターが7年目に入り、全職員の安全管理・危機管理の意識が希薄になる可能性を危惧し、定期的な研修や講習等を実施することにより、意識付けの再認識を行います。
- 利用者、家族、職員等の日常の健康状態や個々の特性を把握し、日常と異なる言動、行動や不穏状態などを敏感に察知し、迅速な対応を心がけます。

- 防犯カメラの設置など、日常的な防犯に関して徹底しています。
- 万一、突発的な事故・事件が発生した際には、当センター設置の「完全管理・緊急対応マニュアル」に従って、迅速かつ適切な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。
- 地域活動ホームみはらしに設置してある「AED」について、万一に備えて全職員が使えることが出来るように、消防署員による定期的な訓練を実施します。
- 各種マニュアルを整備し、全職員が周知するとともに必要な備品及び飲料水、食料、毛布、非常用排便収納袋等の備蓄品を整備します。
- 定期的（年複数回）に地域活動ホームと合同実施の避難訓練、防災訓練、消火器訓練等の研修や講習会及び災害用備品、備蓄品の確認等で研鑽します。
- 万一の災害時に於いては、適切に情報収集を行い、人命を第1優先に考えた行動を取るとともに各関係機関、行政、医療機関等と連携を図りながら、事後の対処を検討します。
- 災害発生後は、中区との協定「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」に基づき、区の要請に応じて地域活動ホームと連携しながら特別避難場所として開設します。
- 他、「緊急連絡網」にて、当センター職員、法人本部、健康福祉局への報告と指示の徹底

《安全管理・危機管理関連マニュアルの整備》

- ・「安全管理・緊急対応マニュアル」
- ・「ヒヤリ・ハット報告マニュアル」
- ・「障害者虐待防止マニュアル」
- ・「自殺企図対応マニュアル」
- ・「特別避難場所開設マニュアル」

3. 個人情報保護・人権擁護・虐待及び差別防止・情報公開

- 個人情報保護は平成29年5月末に法改正がなされ、今まで以上に意識を高め、契約等の際には本人の同意を得ることを必須とします。
- 利用者やその家族及び職員の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。
 - ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
 - ②職員（調理アルバイト含む）については、入職時に当センター規則の「利用者さんの個人情報の保護に関する規則」を周知するとともに、誓約書の締結を義務化しています。
 - ③書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管し、外部持出は厳禁し、止むを得ない事情により外部に持ち出す際は、所属長の許可を得た上で、取扱いには細心の注意を払います。廃棄する場合は、シュレッダーなどにより確実に粉碎します。
 - ④PCによるデータについては、個人情報の含まれるデータはPC内部に保存せず、受付データ等、止むを得ない場合については、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管します。
- 常時ウィルスチェックを励行し、ウィルスソフト等での対処をするとともに、万一情報が漏洩する事態が生じた場合には、法令、マニュアル等に従い適切な処置を取ります。
- 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し、人権に対する擁護に努めます。
- 利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。
- 個人情報保護・人権擁護・障害者虐待防止等に関する研修を全職員に対して年1回以上実施し、周知徹底します。

4. 苦情解決に関する取り扱い

- 苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応するとともに再発防止に努めます。
- 必要に応じて外部委嘱の第三者委員（2名）による苦情解決に努めます。

●様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。

- ①利用者アンケート (年1回以上)
- ②意見箱の設置 (常時設置、月1回開封)
- ③メンバーミーティング (年3回)
- ④臨時メンバーミーティング (必要に応じてその都度)

●利用者からの苦情及び要望等については、緊急性が認められた場合は、緊急職員会議にて、緊急性を認められない場合に於いては、原則毎月1回休館日の全体職員会議にて、周知・検討し、利用者への回答については館内掲示やセンター便り、必要に応じて個別に行います。

5. 職員資質の向上・人材育成

- 支援センター業務の特性上、職員対利用者、また職員同士の関係性については、密接かつ重要な要素があるという状況を職員一人ひとりが常に意識しておくことが重要と考えています。
- 職員の資質は直接利用者への支援に影響を及ぼすものと捉え、資質向上、人材育成には特に力を入れ、研修会や講習会等の派遣を必要な職員に、必要な時期に適切に取り入れます。
- 職員が定着しないような事態を避けるための措置を講じるとともに、疲弊や人間関係等によって退職などに陥ることがないように環境や雰囲気作りに努めます。
- 職員の業務上必要な資格習得に向けて、積極的な措置を設けるとともに常に自己研鑽に努めます。
- 職員研修は、外部主催の研修の他、月1回の職員会議の際、タイムリーな研修を取り入れ全職員及び関係支援者等を対象に実施します。
- 具体的な研修・勉強会等
 - ①相談支援に関する研修（相談支援従事者研修、支援センター内部研修、法人内研修）
 - ②基幹相談支援センター研修
 - ③他障害や高齢者支援に関する研修（地域活動ホーム、他障害職員、ケアプラザ等外部講師による外部研修）
 - ④個人情報保護・人権研修・虐待防止に関する研修
 - ⑤法律や各種制度に関する研修
 - ⑥設備管理、衛生管理、危機管理、防災・災害に関する研修
 - ⑦中区障害者団体連絡会及び自立支援協議会、市精連、浜家連等が実施する研修
 - ⑧その他、業務上必要と思われる研修
- 昨今、福祉科の大学、養成学校等からの実習が増えており、実習担当指導者のみならず、当センターの全職員が実習に関与することにより、これからの中区障害者支援の育成と職員の指導的資質の向上を図ります。

平成31年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：中区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|-------|--------|------------|--------|------------|--------|
| | 計 | 生活支援センター本体 | 退院サポート | 自立生活アシスタント | |
| 指定管理料 | 62,222 | 53,293 | 5,815 | 3,114 | |
| 合 計 | 62,222 | 53,293 | 5,815 | 3,114 | |

【支出】

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|--------------|--------|------------|--------|------------|-------------------|
| | 計 | 生活支援センター本体 | 退院サポート | 自立生活アシスタント | |
| 人件費 | 55,081 | 46,928 | 5,417 | 2,736 | |
| 所長 | | | 0 | 0 | 1名 |
| 常勤職員 | | | | | 5名 |
| 非常勤職員 | 11,817 | 8,833 | 2,549 | 435 | 4名(週5日勤務) |
| アルバイト | 2,911 | 2,911 | 0 | 0 | 週5日勤務 |
| 調理アルバイト | 2,223 | 2,223 | | | 1日2名換算 |
| 嘱託医賃金 | 483 | 483 | | | 月2回 |
| 法定福利費 | 7,615 | 5,919 | 672 | 1,024 | 健保・厚生・労働保険料等 |
| 退職給与引当金 | 406 | 406 | | | 退職金積立金 |
| 福利厚生費 | 873 | 669 | 80 | 124 | 市社協年金共済掛金 |
| 労務厚生費 | 100 | 65 | 15 | 20 | 職員健康診断・予防接種 |
| 施設管理費 | 3,461 | 3,461 | 0 | 0 | |
| 光熱水費 | 2,180 | 2,180 | | | 電気・ガス・水道 |
| 庁舎管理 | 1,278 | 1,278 | | | 設備管理・警備・清掃他 |
| 修繕積立金 | 200 | 200 | | | 修繕積立金 |
| 入浴サービス等実費徴収額 | △ 197 | △ 197 | | | 入浴・洗濯・インターネット分 |
| 運営費 | 3,680 | 2,904 | 398 | 378 | |
| 旅 費 | 920 | 600 | 170 | 150 | 職員出張旅費 |
| 消耗品費 | 357 | 357 | 0 | 0 | 事務用品・日用品等・備蓄品 |
| 印刷製本費 | 286 | 178 | 54 | 54 | 印刷・コピー代 |
| 修繕費 | 50 | 50 | 0 | 0 | 小破修理 |
| 通信運搬費 | 696 | 570 | 63 | 63 | 電話料金・切手・振込手数料等 |
| 賃借料 | 460 | 278 | 91 | 91 | 車両保険・修理等 |
| 備品等購入費 | 153 | 153 | 0 | 0 | 器具什器 |
| 保険料 | 95 | 95 | 0 | 0 | 施設賠償保険料 |
| 雑費 | 663 | 623 | 20 | 20 | システム保守料・研修費・各種会費等 |
| 本部繰入金 | 0 | | | | |
| 合 計 | 62,222 | 53,293 | 5,815 | 3,114 | |

(公財) 紫雲会 横浜市中区生活支援センター
令和2年度 事業計画書

I. 運営方針

『中区生活支援センター後期計画』（8年目～10年目）としての重点目標

～これまでのセンター業務の実績と地域との連携体制を踏まえて、相談支援業務の強化
と多職種を含めた更なる地域ネットワークの構築を目指します～

- ★ 支援体制の見直しと検証から更なる支援の拡幅
- ★ 医療機関・他職種との連携によるアウトリーチの強化
- ★ 地域自らが主体となって障害者支援が出来る地域社会の構築
- ★ 職員の人材育成と研修体制の充実

- 当センターの10年計画の後期に入り、今までの様々な業務内容を振り返り、より良い支援を提供するために見直しと強化を図ります。
- 横浜市内生活支援センターの運営体制が昨年度下半期より新たになり、以前に比べ職員の業務時間内の層が厚くなったことで、訪問や同行等のアウトリーチ支援の充実が期待できます。このメリットを活かして地域の潜在的な方々へのアプローチを積極的に展開していきます。
- 地域ネットワークの構築を目指して、地域の様々な関係機関、多職種、他業種、高齢者支援機関、町内会や児童・民生委員等との密接な関係の強化を図ります。
- 今年より新たに地域生活支援拠点、地域包括ケアシステムを有機的に進めるために、3機関定例カンファレンスや自立支援協議会、中区障害者団体連絡会等関係を活かし、必要な情報収集や基幹相談支援センターや区福祉保健センター等との連携に努めながら、具体的に形に残るよう実施します。
- 引き続き、職員の知識や支援技能の向上を図るために研修やスーパーバイズ等を通して、人材育成に力を入れます。

II. 生活支援センター概要

1. 開館時間・休館日（※変更の可能性あり）

開館時間 午前9時から午後8時（月・火・水・金・土）

午前9時から午後5時（日）

休館日 毎週木曜日

2. 職員配置

生活支援センター各事業

○センター長 1名

○指導員 10名

資格：精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員、サービス管理責任者、公認心理士、
介護支援専門員等

○事業担当

各事業にそれぞれ適切に配置

・地域活動支援センター事業

・退院サポート事業（担当職員複数名）

- ・自立生活アシスタント事業（主任アシスタント1名、他兼任アシスタント複数名）
 - ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）
 - ・自立生活援助事業（サービス管理責任者、地域生活支援員）
- その他 嘴託医、調理アルバイト

3. 業務分担

職員の業務分担は、大きく分けて「運営管理」「業務管理」「支援センター事業管理」「他事業管理」「外部会議担当」の5つの業務管理体制を布いて、それぞれ個々の職員の適性や経験等を考慮し、適切に配置します。各担当は、年度末或は年度の初めに決定します。また、必要に応じて年度途中に於いても変更します。

III. 地域活動支援センター事業

1. 基本相談支援

- 当センターが新基準になり、居場所提供時間や電話相談時間が縮小されたことにより、効率的に相談の進めるために職員の意識や面接技術などの向上を図ります。
- 昨年度、センター新基準の影響もあり、地域ケアプラザとの連携による「出張相談」が計画的に実施できなかったが、本年度は再度出張相談を全ケアプラザで実施できるよう企画します。
- 引き続き関係機関や行政、地域とのネットワーク機能を活かして、支援センターだけでは支援が困難なケースの連携支援体制を強化します。
- 以下の従来実施してきた相談支援の在り方を再検討し、必要な人に必要なサービスに繋げていけるように全職員が意識すると共に利用者個々のニーズに合わせた支援内容を構築と強化を図ります。
 - ① 電話相談…様々な相談内容がある中、一人の利用者による電話の独占を考慮することによって優先基準を検討します。
 - ② 面接相談…相談室で相談を受けることで、相談者の言語の真のニーズや課題を全職員が一律に出来ることを基本とし、その為の面接技法の向上を図ります。
 - ③ 出張相談…地域により近い施設として、また高齢者支援ということもあり、地域の方々からの相談が受け易いという利点から、予防的側面を考えると、重要な取り組みであると観点から再度実施していきます。
 - ④ 嘴託医相談…引き続き、近隣医療機関との連携による嘴託医相談を実施します。

2. 訪問・同行（アウトリーチ支援）

- 新基準により、職員の一日の勤務数が増えることで訪問・同行支援が強化されると考えます。従来の職員配置では、センター内に残る職員数を考慮して、緊急の訪問や同行等の相談や依頼にタイミングでの動きが困難であったが、そのような緊急訪問等に対応できるように強化します。
- 中区生活支援センター後期計画の重点項目に挙げた、多職種チームによる「ACT的なアウトリーチ支援」を目指します。
- 退院サポート事業、自立生活アシスタント事業、指定相談支援事業と外出する職員が多くなるが、これらの事業との兼ね合いを考慮した上で、本体事業の訪問・同行を有機的に実施します。
- 必要に応じて嘴託医や家族会、また地域ケアプラザ等に協力を依頼し、支援センターの訪問に同行してもらう等、重層的な訪問活動を実施します。
- 3機関定例カンファレンス等を通して、潜在的な地域の訪問が必要な方の情報を収集し、積極的にアプローチする等、3機関（区役所・基幹相談支援センター・生活支援センター）や他機関と連携した訪問を実施します。

3. 日常生活の支援

- フリースペースの利用時間が以前より短くなったことや食事提供の回数が減ったことによって、利用者の生活リズムが崩れないようなフォローを心掛けます。
- 当館合築施設に地域活動ホームがある利点を生かし、当センターと地域活動ホームの両施設を利用している方々（知的障害や身体障害、発達障害等の重複、地域活動ホームのショートステイの利用者等）に対する支援として、両施設が更により良い連携体制を図っていきます。

4. 家族支援

- 家族への支援を、家族自身の負担軽減的な側面と家族が一番の支援者（キーパーソン）という側面の両側面を考慮した重層的支援を実施します。
 - ① 中区地域精神保健家族会「みなと会」の定例会（毎月）へのオブザーバー参加
 - ② 自立支援協議会や中区障害者団体連絡会等の機能を活かして家族会との連携や支援に繋げます。
 - ③ 家族のレスパイト目的の利用とレスパイトに関する情報提供
 - ④ 横浜市精神障害者家族連合会への協力

5. 自主事業（イベント・プログラム）

- 自主事業については、センター本来事業である「相談」や「訪問・同行」及び他の事業に影響を及ぼさないよう配慮し、極力、必要最低限に留めた内容・方法を検討して実施します。イベントに関しては、季節を感じられるようなイベントを企画し、普段あまり来所されない利用者も参加し易い内容で実施します。
- 地域向けのイベントは、中区福祉保健センターや地域活動ホーム、及び地域活動支援センター等、各関係機関等との連携の上、イベント等を企画検討し、利用者や家族のみならず地域住民への障害に対する啓蒙・啓発を兼ねて、目的と対象者を地域に広げた事業を実施します。特に、「みはらしポンテ」として全館挙げての『ポンテまつり』は、町内会や近隣の高校からのボランティアの協力を得て、障害者支援拠点としての周知と理解、興味と感心を持つことを目的に、地域の住民や区内の小中学校の生徒達を対象に実施します。
- 利用者の積極性や達成感等を経験することを目的として、開所当初から力を入れてきた「利用者主体のサークル活動」への協力、後方支援を継続して行います。

令和2年度センター自主事業計画案

①年中行事（季節行事）

| 季節 | イベント（案） | 内 容 |
|----|------------|------------------------------|
| 春 | スポーツ大会 | 中区スポーツセンターを利用してのスポーツ |
| 夏 | マリンシャトル乗船会 | 生活教室と合同で、マリンシャトルに乗船し、湾内観光 |
| | 町内夏祭り | 町内自治会の夏祭りイベントへの参加【地域交流】 |
| 秋 | ポンテまつり | 地域活動ホーム合同で地域に向けたお祭りの開催【地域交流】 |
| | ポレポレまつり | 区内障害者団体主催のお祭りへの参画【地域交流】 |
| 冬 | 町内餅つき会 | 町内自治会の餅つき会イベントへの参加【地域交流】 |

※他、地域活動ホームや中区地域との共催イベント等必要に応じて実施します。

②定例プログラム

| プログラム（案） | 内 容 |
|------------|-----------------------------------|
| 昼食会 | 隔月1回、昼食を提供し、歓談しながら交流を図る |
| たこ焼きパーティ | 隔月1回、たこ焼きを利用者と共に調理し、食す |
| メンバーミーティング | 支援センターをより利用しやすくする為の利用者主体の話し合い |
| 当事者研究 | 毎月1回開催、当事者のみの勉強会（他法人との共催事業） |
| ナソット | ピア活動の一環としてのイベント開催 |
| すみれカフェ | ボランティアグループ（かもめサポート）主催のサロン |
| プラーナヨガ | ボランティア講師によるヨガ教室 |
| 各種自主サークル支援 | 茶話会・音楽・趣味・スポーツ等の利用者自主サークル活動への協力支援 |

※他、メンバーミーティング等にて検討し、必要に応じて実施します。

6. 地域連携・地域交流

- 利用者支援のみならず地域生活支援拠点機能、地域包括ケアシステム等の構築を考える上で、地域との連携や関係作りの為の交流に関しては一層強化する必要性を感じています。

《地域連携》

- ① 地域の支援機関、児童・民生委員、各町内会会長などとの日頃の関係性の強化
- ② 定例の各種連絡会等への参画における連携（他区生活支援センター、区福祉保健センター、中区地域活動ホーム、基幹相談支援センター、東部ユースプラザ等）
- ③ 多職種・他障害機関等との連携（関係機関地域連絡会、中区障害者団体連絡会事務局、地域ケアプラザ等）
- ④ 自立支援協議会への参画（事務局、精神部会、発達障害部会、計画相談部会等）
- ⑤ 区内精神福祉関連法人との多角的な連携（毎月実施の「当事者研究」の共催等）
- ⑥ 中区ボランティアグループ「かもめサポート」との連携等々

《地域交流》

- ① 地域の夏祭りや餅つき会、及び町内連合会主催の「花いっぱい運動」などの催事等の参加
- ② 町内会等で実施している防災訓練や交通安全協会などへの参加と協力
- ③ 中区地域活動ホームみはらし、中区生活支援センター共催の「ポンテまつり」の企画・開催、地域からの参加・協力要請による地域住民との交流及び障害者施設としての周知
- ④ 中区内障害者支援機関が主催する「ポレポレまつり」の事務局を担い、他障害や他職種との連携・交流を通し、地域の一般企業や町内会等との協働事業として企画・運営等々

7. 普及・啓発活動

- 普及・啓発活動は、生活支援センターの重要な責務として捉え、地域生活支援拠点、地域包括ケアシステム等と絡めながら、区福祉保健センターや基幹相談支援センター、地域の他関係機関等と連携して、啓発・啓蒙活動を実施します。具体的には、地域の催事やポンテまつり、ポレポレまつりでの啓発、地域ケアプラザと協働した講習会、自立支援協議会や中区障害者団体連絡会等を通して、活動しています。

更に、教育関係（小中学校、高校等）の職員、児童生徒、家族等に対する啓蒙・啓発活動の実施を検討します。

8. ピア活動への取り組み

- 他区の関係機関によるピアグループと協働して実施のイベントとして、「ナソット」（ピアグループ活動）にも力を入れていきます。
- 当センターの自主活動の一環として開所当初から実施している「自主サークル活動」（利用者本人が自主的にサークルを立ち上げ、企画・運営を利用者間で行う）の協力、後方支援を続けます。

IV. 退院サポート事業

- 本事業は既存の退院サポート事業に併せて本年度より実施の地域生活支援拠点及び包括ケアシステムとも絡めて社会的入院の解消に努めるべく、強化していきます。
- その為に、各関係機関や医療機関との連携はもちろんのこと、再入院にならずに安全に地域で生活していくけるような退院後のサポートを含めて実施します。
- 医療機関によっては、本事業の必要性や退院後の地域生活について十分な把握がなされていないスタッフもいると思われることから、積極的に普及・啓発活動を行います。
また、退院後の生活を安心して暮らせるよう、居住地域に対しても啓発を進めます。
- 自立生活アシスタント事業や国事業の地域移行支援・地域定着支援事業、自立生活援助事業とも有意に関連付けて、利用者の地域生活をサポートします。
- また、基幹相談支援センターの地域移行支援との連携、3機関定例カンファレンスや自立支援協議会等とも密接な関係を図りながら進めていきます。

V. 自立生活アシスタント事業

- 本事業は、居宅訪問が主体となる個別支援なので、個人情報保護の徹底を図るとともに担当職員は経験と高い技法を駆使して実施にあたります。
- 新規事業の『自立生活援助事業』との関連を有意に進めると共に、自立生活援助事業では対象条件が困難な利用者や本事業のメリットを十分考慮した事業展開を行います。
- 対象者の特性や環境によっては、本事業ではなく、センター事業の対象の方が良いと思われるケースも実在すると思われる所以、センター内で検討した上で適切な支援に繋げます。
- 入院中から地域移行後、本事業に繋げることが適切と判断した場合に於いては、地域移行・地域定着支援事業とも連携した支援活動を行います。また、指定相談支援事業（計画相談・地域定着支援事業）等との連動などを考慮した密接な連携を図ります。
- 本事業の対象者の支援内容や現状等について、定期的に報告、必要に応じてケース検討を実施し、他に繋げる、或は終了等を含めて全職員と検討し、対象者にとってのライフステージを見据えた最良の支援を心がけます。
- 全対象者の「個別支援計画」を作成し、それに沿った計画的・包括的支援を実施します。
- 主任アシスタントをはじめ全アシスタントについては一律に適切な対応がなされるよう、スーパーバイズや研修、外部主催の講習会、勉強会等を通して職員の知識と資質向上を図ります。
- 区内及び区外の事業所アシスタントとの連絡会や自アシ施設長連絡会等を定期的に実施し、個別支援に関する情報共有や困難ケースに対する検討会などによる連携を図ることで最良の支援に繋げます。
- 本事業は、アシスタントのみの支援に留まるものではなく、区福祉保健センターや地域のフォーマル、インフォーマルの支援者の理解と協力が不可欠であると考え、関連して重点目標である「地域ネットワーク」を構築する必要性を感じます。

VI. 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・自立生活援助事業

1. 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- 新基準による勤務時間の配分などを考慮すると、本事業に割り当てられる職員数が厚くなると思われる所以で、今まで以上に対象者を増やすことができると考えています。
- 各相談支援専門員が、等しく計画相談に対する利用者への周知及びケアマネジメントが遂行することが出来るよう研修や勉強会等で研鑽し、知識・技能向上に努めます。
- 計画相談の対象は、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業及び指定一般相談支援事業、地域生活援助事業等からの連動も多く考えられることから、それらの事業との密接な関係を図るとともに、早期の関わりも検討しながら事業を実施します。
- 本事業は、対象者の将来目標や課題などライフステージを見据えて行うものとして捉えることが重要であり、その為には、地域の様々な関連機関、医療機関、行政機関、身近な支援者等、フォーマル、インフォーマル問わず密接な連携を図ります。
- 本事業の主な障害種別を精神障害としているが、場合によっては、精神障害と知的障害や身体障害の重複ということもあり、地域活動ホーム及び基幹相談支援センターとの密接な連携を図りながら事業を実施します。また、高齢者の場合は、包括支援センターとの連携も考慮します。
- 対象者数を増やすことでもさることながら、数が増えることより、支援センターの本体業務であるセンターの利用者への個別対応に差が出ることのないよう、計画相談とセンター業務とのバランスを充分に考慮した上で、計画相談対象者一人ひとりの課題やニーズを理解、把握した計画的・包括的個別支援を実施します。
- 引き続き中区地域自立支援協議会の「計画相談部会」への参画による研鑽を行います。

2. 指定一般相談支援事業

- 地域移行支援事業については、横浜市の事業（退院サポート事業）、また基幹相談支援センターの地域移行支援、地域定着支援等との相互の連携を図り、対象者本人にとって、より有意な関係を保ちつつ対象者を増やしていきます。
- 退院が終着点と考えることではなく、その後の地域生活が円満に送ることが出来るよう計画相談や自立生活アシスタント事業、自立生活援助事業等、その他の事業への移行を様々な関係機関と連携して進めます。
- 地域定着支援事業については、地域で安心して生活を送るために欠かせない事業として捉え、緊急時対応の為の体制整備を行い、自立生活アシスタント事業と相互の連携を図りながら実施します。
- より良い支援を提供するためには、相談支援専門員のみならずセンター全体の事業として捉え、他事業の職員への情報共有を図るとともに、緊急時等、担当相談支援専門員が不在な場合でも適切な支援が行えるよう職員ミーティングや申し送り、職員全体会議等により、共有・検討を図ります。

3. 自立生活援助事業

- 管理者1名、サービス管理責任者2名、自立生活支援員を複数名配置し、相談支援専門員も含めて相互に関連付けた「個別支援計画」を基に支援を行います。
- 自立生活アシスタント事業との関連を十分に考慮しながら、利用者が本事業に必要と判断される場合は、この制度のメリットを活かした事業を展開します。
- 本事業には期限があることから、支援終了後の引継ぎがスムーズに進められるよう、自立生活アシスタント事業や計画相談等との関連を考慮しつつ進めていきます。

VII. その他の関連事項

1. 保守管理・衛生管理

- 生活支援センターは、不特定多数の方々が利用することもあり、保守管理及び衛生管理に関して全職員が日常的に危機意識を持って業務にあたることを基本とします。
- 予防策として定期的に研修やミーティングを実施し、万一、異常が発生した場合には、職員間で緊急会議を開き、検討した上、改善及び再発防止に努めます。
- 具体策《保守管理》
 - ①出勤時の館内外の点検及び閉館時の点検として『閉館・夜間巡回マニュアル』を基に点検の実施
 - ②毎月1回、管理者等による『自主点検』の実施
 - ③年1回、指定管理者施設義務として実施する『公共建築簡易点検』及び『建築法第12条点検』
 - ④地域活動ホームとの協定による専門委託業者による保守点検
- 具体策《衛生管理》（地域の特性を鑑み、衛生管理は特に意識）
 - ①専門業者による定期清掃は年4回清掃業者による定期清掃
 - ②毎朝、職員によるフリースペースや静養室、廊下、階段、トイレ等の日常清掃
 - ③月1回休館日の布団洗濯、食器類や調理器具の漂白、消毒等
 - ④職員の日々の業務の一環として、特に調理室、浴室、洗濯場の衛生管理を徹底

2. 安全管理・危機管理

- 各地で甚大な被害をもたらす災害が起こっている昨今、横浜市に於いても同じような災害がいつ発生するか分からぬ状況であることを、常に意識して業務にあたります。
- 当センターが7年目に入り、全職員の安全管理・危機管理の意識が希薄になる可能性を危惧し、定期的な研修や講習等を実施することにより、意識付けの再認識を行います。
- 利用者、家族、職員等の日常の健康状態や個々の特性を把握し、日常と異なる言動、行動や不穏状態などを敏感に察知し、迅速な対応を心がけます。
- 万一、突発的な事故・事件が発生した際には、当センター設置の「完全管理・緊急対応マニュアル」に従って、迅速かつ適切な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。
- 地域活動ホームみはらしに設置してある「AED」について、万一に備えて全職員が使えることが出来るように、消防署員による定期的な訓練を実施します。
- 各種マニュアルを整備し、全職員が周知するとともに必要な備品及び飲料水、食料、毛布、非常用排便収納袋等の備蓄品を整備します。
- 定期的（年複数回）に地域活動ホームと合同実施の避難訓練、防災訓練、消火器訓練等の研修や講習会及び災害用備品、備蓄品の確認等で研鑽します。
- 万一の災害時に於いては、適切に情報収集を行い、人命を第1優先に考えた行動を取るとともに各関係機関、行政、医療機関等と連携を図りながら、事後の対処を検討します。
- 災害発生後は、中区との協定「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」に基づき、区の要請に応じて地域活動ホームと連携しながら特別避難場所として開設します。
- 他、「緊急連絡網」にて、当センター職員、法人本部、健康福祉局への報告と指示の徹底

《安全管理・危機管理関連マニュアルの整備》

- ・「安全管理・緊急対応マニュアル」
- ・「ヒヤリ・ハット報告マニュアル」
- ・「障害者虐待防止マニュアル」
- ・「自殺企図対応マニュアル」
- ・「特別避難場所開設マニュアル」

3. 個人情報保護・人権擁護・虐待及び差別防止・情報公開

- 個人情報保護は平成29年5月末に法改正がなされ、今まで以上に意識を高め、契約等の際には本人の同意を得ることを必須とします。
- 利用者やその家族及び職員の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。
 - ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
 - ②職員（調理アルバイト含む）については、入職時に当センター規則の「利用者さんの個人情報の保護に関する規則」を周知するとともに、誓約書の締結を義務化しています。
 - ③書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管し、外部持出は厳禁し、止むを得ない事情により外部に持ち出す際は、所属長の許可を得た上で、取扱いには細心の注意を払います。廃棄する場合は、シュレッダーなどにより確実に粉碎します。
 - ④PCによるデータについては、個人情報の含まれるデータはPC内部に保存せず、受付データ等、止むを得ない場合については、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管します。
- 常時ウイルスチェックを励行し、ウイルスソフト等での対処をするとともに、万一情報が漏洩する事態が生じた場合には、法令、マニュアル等に従い適切な処置を取ります。
- 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し、人権に対する擁護に努めます。
- 利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。
- 個人情報保護・人権擁護・障害者虐待防止等に関する研修を全職員に対して年1回以上実施し、周知徹底します。

4. 苦情解決に関する取り扱い

- 苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応するとともに再発防止に努めます。
- 必要に応じて外部委嘱の第三者委員（2名）による苦情解決に努めます。
- 様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。
 - ①利用者アンケート（年1回以上）
 - ②意見箱の設置（常時設置、月1回開封）
 - ③メンバーミーティング（年3回）
 - ④臨時メンバーミーティング（必要に応じてその都度）
- 利用者からの苦情及び要望等については、緊急性が認められた場合は、緊急職員会議にて、緊急性を認められない場合に於いては、原則毎月1回休館日の全体職員会議にて、周知・検討し、利用者への回答については館内掲示やセンター便り、必要に応じて個別に行います。

5. 職員資質の向上・人材育成

- 支援センター業務の特性上、職員対利用者、また職員同士の関係性については、密接かつ重要な要素があるという状況を職員一人ひとりが常に意識しておくことが重要と考えています。
- 職員の資質は直接利用者への支援に影響を及ぼすものと捉え、資質向上、人材育成には特に力を入れ、研修会や講習会等の派遣を必要な職員に、必要な時期に適切に取り入れます。
- 職員が定着しないような事態を避けるための措置を講じるとともに、疲弊や人間関係等によって退職などに陥ることがないように環境や雰囲気作りに努めます。
- 職員の業務上必要な資格習得に向けて、積極的な措置を設けるとともに常に自己研鑽に努めます。
- 職員研修は、外部主催の研修の他、月1回の職員会議の際、タイムリーな研修を取り入れ全職員及び関係支援者等を対象に実施します。

●具体的な研修・勉強会等

- ①相談支援に関する研修（相談支援従事者初任者研修、支援センター内部研修、法人内研修）
 - ②基幹相談支援センター研修
 - ③他障害や高齢者支援に関する研修（地域活動ホーム、他障害職員、ケアプラザ等外部講師による外部研修）
 - ④個人情報保護・人権研修・虐待防止に関する研修
 - ⑤法律や各種制度に関する研修
 - ⑥設備管理、衛生管理、危機管理、防災・災害に関する研修
 - ⑦中区障害者団体連絡会及び自立支援協議会、市精連、浜家連等が実施する研修
 - ⑧その他、業務上必要と思われる研修
- 昨今、福祉科の大学、養成学校等からの実習が増えており、実習担当指導者のみならず、当センターの全職員が実習に関与することにより、これからの中区福祉人材の育成と職員の指導的資質の向上を図ります。

令和2年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：中区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人紫雲会

【収入】

(単位:千円)

| 科 目 | 金額 | | | | 内訳・説明等 |
|-------|--------|------------|--------|------------|--------|
| | 計 | 生活支援センタ一本体 | 退院サポート | 自立支援アシスタント | |
| 指定管理料 | 68,652 | 54,986 | 5,947 | 7,719 | |
| 法人負担金 | 3,115 | 2,827 | 93 | 195 | |
| 合 計 | 71,767 | 57,813 | 6,040 | 7,914 | |

【支出】

| 科 目 | 金額 | | | | 左記「金額」のうち 法人負担金額 | 内訳・説明等 |
|--------------|--------|------------|--------|------------|---------------------|---------------|
| | 計 | 生活支援センタ一本体 | 退院サポート | 自立生活アシスタント | | |
| 人件費 | 63,927 | 50,765 | 5,634 | 7,528 | 3,115 | |
| 所長 | | | 0 | 0 | 0 | 1名 |
| 常勤職員 | | | | | 106 | 5名 |
| 非常勤職員 | 15,350 | 9,427 | 2,682 | 3,241 | 535 | 4名 |
| アルバイト | 4,864 | 4,864 | 0 | 0 | 2,397 | |
| 調理アルバイト | 1,314 | 1,314 | | | 0 | 1日2名 |
| 嘱託医賃金 | 483 | 483 | | | 0 | 月2回 |
| 法定福利費 | 8,102 | 6,457 | 700 | 945 | 77 | 健保・厚生・労災保険 |
| 退職給与引当金 | 180 | 180 | | | 0 | 退職積立金 |
| 福利厚生費 | 855 | 676 | 77 | 102 | 0 | 市社協共済年金 |
| 労務厚生費 | 100 | 65 | 15 | 20 | 0 | 職員健康診断・予防接種等 |
| 施設管理費 | 3,671 | 3,671 | 0 | 0 | 0 | |
| 光熱水費 | 2,232 | 2,232 | | | | 電気・ガス・水道 |
| 庁舎管理 | 1,399 | 1,399 | | | | 設備管理・警備・清掃他 |
| 修繕積立金 | 200 | 200 | | | | 修繕積立金 |
| 入浴サービス等実費徴収額 | △ 160 | △ 160 | | | | 入浴・洗濯・インターネット |
| 運営費 | 4,169 | 3,377 | 406 | 386 | 0 | |
| 旅 費 | 920 | 600 | 170 | 150 | 0 | 職員出張旅費 |
| 消耗品費 | 408 | 408 | 0 | 0 | 0 | 事務用品・日用品・備蓄品等 |
| 印刷製本費 | 292 | 182 | 55 | 55 | 0 | 印刷・コピー代 |
| 修繕費 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 小破修理 |
| 通信運搬費 | 715 | 581 | 67 | 67 | 0 | 電話・通信費・振込手数料等 |
| 賃借料 | 470 | 284 | 93 | 93 | 0 | 車両、コピー機リース等 |
| 備品等購入費 | 564 | 564 | 0 | 0 | 0 | 器具什器、PC、電話器等 |
| 保険料 | 97 | 97 | 0 | 0 | 0 | 施設賠償保険 |
| 雑費 | 603 | 561 | 21 | 21 | 0 | 研修費、各種会費、他経費 |
| 本部繰入金 | 0 | | | | | |
| 合 計 | 71,767 | 57,813 | 6,040 | 7,914 | 3,115 | |